

勝浦市環境基本計画



2023-2032

はじめに

『～“豊かな自然”に抱かれて“心豊か”に
過ごせるまち かつうら～』
を目指して



勝浦市は、千葉県の南東部に位置し、太平洋に面した深い入り江と海食岩が連続するリアス式海岸の「鵜原理想郷」、太平洋と勝浦湾をパノラマのように一望できる「八幡岬公園」があり、市街地中央部には、日本三大朝市のひとつで四百余年の伝統に育まれた「勝浦の朝市」が開かれ、市域北西部には、房総丘陵に属する丘陵性山地が広がるなど、多様性に富んだ豊かな自然と温和な気候に恵まれたまちとして、先人の知恵とたゆまぬ努力により、着実な発展を遂げてまいりました。

こうした中、本市のみならず世界中を取り巻く社会情勢や環境の変化は目まぐるしく、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や、生物多様性の危機など地球規模での対策が求められており、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定が採択されるなど、環境に対する考え方・姿勢は、大きな転換期を迎えております。

勝浦市では、これまで、平成25年3月に「第2次勝浦市環境基本計画（平成25年度～令和4年度）」を策定し、目指す環境都市像の実現に向けた取り組みを進めてまいりましたが、目標年次が経過したことに伴い、これまでの計画に基づく取組の成果・課題を踏まえるとともに、本市を取り巻く環境問題に対応すべく現行計画を見直し、「第3次勝浦市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）」を策定いたしました。

この計画では、複雑化・多様化した環境問題に適切に対応し、本市の特性である太平洋の豊かな自然と、緑豊かな山地、希少な動植物を次世代に引き継ぐためには、市民・事業者・行政の協働による効果的な施策が必要不可欠であると考えており、皆様の一層のご理解とご協力のもと、本計画において掲げた環境都市像の実現を目標として、共に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケートやパブリックコメントに貴重なご意見とご提言をいただきました市民の皆様、様々な角度から熱心にご審議いただいた勝浦市環境審議会の委員の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和5年3月 勝浦市長 照川 由美子

目次

第1章 環境基本計画の目指すもの.....	1
第1節 環境基本計画策定の背景.....	1
第2節 環境基本計画の目的・期間・位置づけ.....	2
第3節 目指すべき将来都市像.....	4
第4節 基本方針.....	7
第5節 市民・事業者・行政の基本的な役割.....	8
第6節 計画とSDGs.....	10
第2章 市を取り巻く環境に関する状況.....	11
第1節 位置・地形・気候.....	11
第2節 社会情勢及び自然環境に関する状況.....	14
第3節 生活環境に関する状況.....	16
第4節 地球温暖化防止に向けた動向.....	20
第5節 市民意識の把握.....	21
第6節 前計画の実績・評価.....	25
第3章 環境づくりの具体的な展開（施策の展開）.....	26
第1節 施策の体系.....	26
第2節 施策の展開.....	27
第4章 環境基本計画を推進するために（計画の推進体制）.....	44
資料編.....	45
環境審議会資料.....	45
策定の経緯・経過.....	45
用語集.....	46
アンケート結果.....	50

第1章 環境基本計画の目指すもの

第1節 環境基本計画策定の背景

今日における環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁などの身近な公害問題や、地球温暖化のような地球規模のものまで多岐にわたり、また、経済や社会の状況と相互に関連・複雑化するものとなっています。中でも、地球温暖化による気候変動は、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

このような状況の中、世界では、平成 27（2015）年が、環境に関する大きな転換点であり、国連総会においては、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）においては、令和 2（2019）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。

SDGs は、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスが取れた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 の目標（ゴール）と、それぞれの目標に紐づく具体的な 169 の達成基準（ターゲット）が掲げられ、令和 12（2030）年までの達成を目指しています。

また、「パリ協定」では、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を 2 度未満にする（さらに、1.5 度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

日本では、平成 28（2016）年に「地球温暖化対策計画」、平成 30（2018）年に「第 5 次環境基本計画」、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」、令和 3（2021）年に「第 6 次エネルギー基本計画」がそれぞれ閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、国民など各主体に期待される役割や環境保全施策の推進に向けた具体的な指標などが示されました。

さらに、令和 2（2021）年には、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル宣言」がなされ、令和 3（2021）年には、2030 年に温室効果ガス排出量を 2013 年比で 46%削減することが表明されました。

勝浦市では、平成 11（1999）年に勝浦市環境基本条例を制定し、これに基づき、平成 15（2007）年に「勝浦市地域環境総合計画（第 1 次）」を策定して、環境施策を推進してきました。

そして、平成 25（2013）年度に東日本大震災後のエネルギー問題や地球温暖化対策、自然との関わり方や安心・安全な社会を持続可能なものへと見直して行くことなどを踏まえた目標や取組、及び施策を新たに展開した「第 2 次勝浦市環境基本計画」を策定しました。今般、この計画が策定後 10 年経過し、計画期間が満了になったことから、これまでの取り組みのみならず、地球温暖化対策の更なる強化、気候変動への適応などを踏まえた計画「第 3 次勝浦市環境基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

第2節 環境基本計画の目的・期間・位置づけ

(1) 計画の目的

本計画は、勝浦市環境基本条例第8条に基づいて、本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り、育てるための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な考え方や取組の方針について定めるものです。

(2) 計画の期間

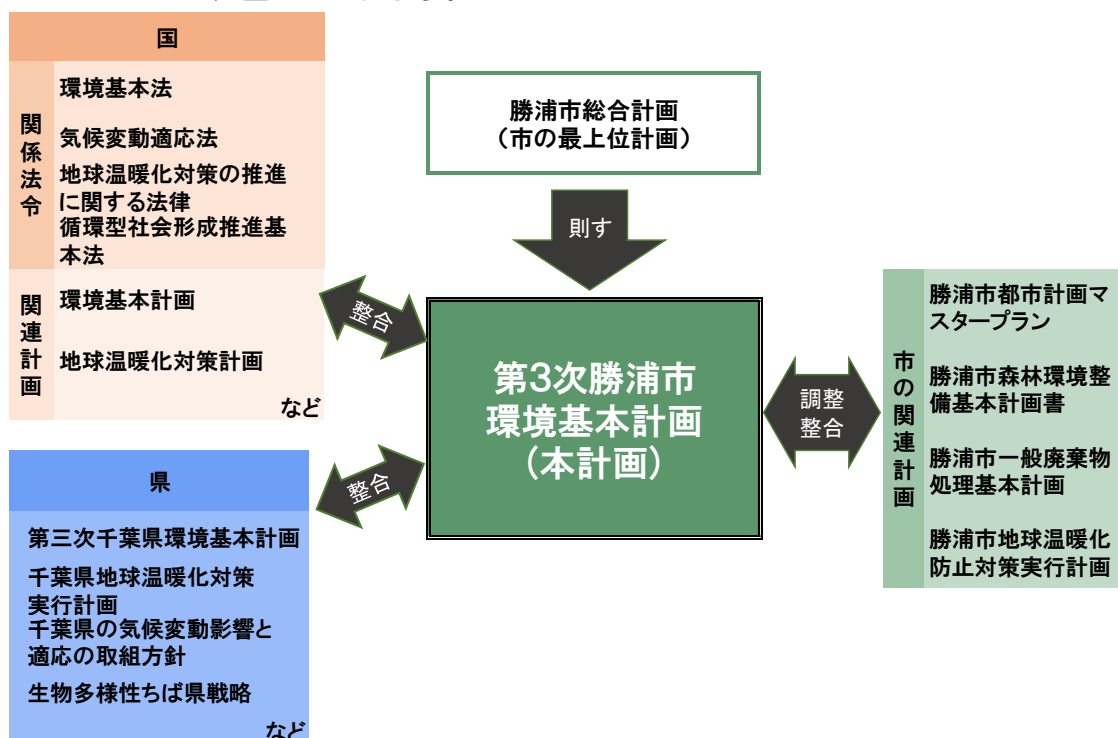
本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とし、新たな環境問題の発生などの状況の変化や近年の新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

令和 (年度)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
西暦 (年度)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
第3次勝浦市 環境基本計画	計画 開始 年度	必要に応じて見直し								目標 年度

(3) 計画の位置づけ

本計画は、環境施策の方向性を示す分野別計画であるとともに、まちづくりを環境の視点で捉えた分野横断的な計画です。

したがって、勝浦市都市計画マスタープランや勝浦市一般廃棄物処理基本計画などの他の分野別計画との連携や、上位計画である勝浦市総合計画などを実現するための、戦略的かつ具体的プログラムとして位置づけられます。



(4) 対象とする範囲

本計画の「地理的範囲」は、勝浦市全域とします。

ただし、市域を越えて広域的な連携が必要となる取組については、近隣自治体などとの連携を図ることとします。

また、対象とする「環境の範囲」は、できるだけ広くとらえるものとし、具体的には、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境保全行動」の5分野とします。



第3節 目指すべき将来都市像

(1) 基本理念

「勝浦市総合計画」では目指すべき将来都市像として、

『～“豊かな自然”に抱かれて “心豊か”に過ごせるまち かつうら～』

を掲げています。

さらに、「第3次勝浦市環境基本計画」における長期的な展望として、基本理念を

『人と自然と資源が活きる 未来に向けた環境まちづくり』

を展開します。

勝浦市には、たくさんの砂浜や入り江、里山や川、田や畑が広がっています。

本計画では、環境を切り口として、素晴らしい勝浦市を未来に向けて残していく「まちづくり」を目指します。

この基本理念の実現に向けて、本計画では「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境保全行動」の5つの項目ごとに基本方針を設定し、施策を展開・推進していきます。



(勝浦市串浜海岸)

(2) 勝浦市環境基本条例の基本理念

本市では、環境の保全について基本理念を定め、ならびに市民・事業者・行政の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成11年に環境基本条例を制定しました。

基本理念

- 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。
- 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。
- 環境の保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地からも積極的に推進されなければならない

(3) 千葉県環境基本計画

千葉県では、平成20(2008)年3月に第二次千葉県環境基本計画(平成27年3月に一部改訂)を策定し、計画期間の平成30(2018)年度を迎えたことから、平成31(2019)年3月に第三次千葉県環境基本計画を策定しました。

県計画の目指す将来の姿は、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく～」としています。

目指す将来の姿の実現に向け、5つの基本目標を設定し、さらに目標の達成に向けて、6つの政策分野、23の施策項目を設定し、分野を横断するテーマを踏まえて、分野横断的に展開しています。

5つの基本目標

- | | |
|--------------------|---------------|
| ①地球温暖化対策の推進 | ②循環型社会の構築 |
| ③豊かな自然環境の保全と自然との共生 | ④野生生物の保護と適正管理 |
| ⑤安全で安心な生活環境の保全 | |

(4) 環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第15条の規程に基づき策定され、平成30(2018)年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。

分野横断的な6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、パートナーシップの重視、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指すこととしています。

6つの重点施策

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築



地域循環共生圏とは ～地域が自立し、支え合う関係づくり～

資料：環境省ホームページ

図 地域循環共生圏

第4節 基本方針

基本方針1 「未来に向けた脱炭素なまちづくりを目指す」

地球温暖化の進行を食い止め、脱炭素なまちづくりを目指すためには、市民・事業者・行政が一体となって、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、ライフスタイルの変革などが必要です。さらに、「勝浦市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」等を推進し、積極的に温室効果ガス削減を行うことで、カーボンニュートラルなまちづくりを目指します。

基本方針2 「自然の恵みをもたらす 海・山・川との共生」

自然は本市の貴重な財産であり、これらを適切に保全・管理していくことが必要です。市民の目に映る緑を増やし、自然豊かな水辺空間や貴重な動植物を保全し、自然と共に生きるまちづくりを目指します。

基本方針3 「安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る」

私たちが安心・安全な生活を送るためには、健康や環境に悪影響を及ぼす恐れのある公害等が生じないことが必要不可欠です。日常生活や事業活動による環境負荷の低減に努め、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、安心・安全なまちづくりを目指します。

基本方針4 「将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会」

食料や製品を生産するために必要な資源やエネルギーは無限にあるものではありません。

今後は、生産された製品等を無駄なく長期に有効利用することが必要です。

このため、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つの R による省資源利用）の考え方に基づく資源の有効利用や分別の促進によるごみの減量化、資源の再利用化などにより、市民・事業者・行政が連携・協働し、循環型社会の実現に向け、無駄の少ないまちづくりを目指します。

基本方針5 「市民・地域のパワーが発揮される 参加・協働のまち」

より良い環境をつくるためには、一人ひとりが現状を知り、課題を発見し、改善のために行動することが重要です。

豊かな自然環境を未来の子どもたちにつなぐため、環境学習やイベントを通して本市の環境について学び、具体的に行動できるまちづくりを目指します。

第5節 市民・事業者・行政の基本的な役割

現在の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷増大によるものであり、地球温暖化に見られるように、一人ひとりの行為が、広域に、そして地球全体にまで影響を及ぼす空間的広がり、その影響が将来の世代にもわたる時間的広がりをもっています。

本市を取り巻く環境問題を解決していくためには、行政はもとより、市民・事業者の自主的・積極的な取り組みが不可欠となります。市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが必要です。

(1) 市民の役割

今日の環境問題の多くは、市民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷の増大が要因の一つとされています。このため、市民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについてより理解を深め、日常生活において環境への負荷を低減するため、これまでの環境に対する意識やライフスタイルの見直しが求められています。

また、行政が実施する環境施策への協力をはじめ、地域や団体における環境保全活動への参加など、環境に配慮した取組が期待されます。

(2) 事業者の役割

事業者は、環境法令に基づく規制基準等を遵守するとともに、エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう努めることが必要です。

また、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型製品の生産・販売、環境保全に関するサービスの提供などにより、環境と調和した持続可能な事業活動を進めていくことが大切です。

さらには、事業者も地域社会の一員として、市民・行政との協力・連携を図りながら、地域における環境保全活動への参加や環境に関する情報発信など、率先した取組が期待されます。

(3) 行政の役割

行政は、多種多様な環境問題に対して、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、市民・事業者が環境への理解を深め、意欲を高めるため、環境保全活動に対して多方面から支援するとともに、自らも率先して事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、近隣市町村、関係団体等と協力・連携を図りながら推進します。

市民

- ◆ 環境保全のため、日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努める。

協力・連携

事業者

- ◆ 事業活動の際生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる。
- ◆ 事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように情報の提供を講ずる。

行政

- ◆ 環境の保全及び創造を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し実施する責務を有する。

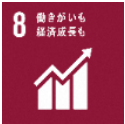


第6節 計画とSDGs

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、持続可能な開発目標のことを指します。2030年までに世界が達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際機関、国、産業界、自治体と市民が丸となって取り組むことが求められています。

国の環境基本計画では、SDGsの実現は、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であることから、分野横断的な施策を展開し、課題の同時解決を目指す必要があるとしています。

本市においても、このSDGsの考え方を取り入れた施策を展開し、持続可能なまちづくりを目指します。

 1 貧困をなくそう	地球上のあらゆる形の貧困をなくそう	 10 人や国の不平等をなくそう	世界中から不平等を減らそう
 2 飢餓をゼロに	飢えをなくし、だれもが栄養のある食糧を十分に手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう	 11 住み続けられるまちづくりを	だれもがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくらう
 3 すべての人に健康と福祉を	だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう	 12 つくる責任 つかう責任	生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守れるよう、責任ある行動をとろう
 4 質の高い教育をみんなに	だれもが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広めよう	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう
 5 ジェンダー平等を促進しよう	男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう	 14 海の豊かさを	海の資源を守り、大切に使う
 6 安全な水とトイレを世界中に	だれもが安全な水とトイレを利用できるようにし、自分たちですべてと管理していけるようにしよう	 15 陸の豊かさも守ろう	陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられるように大切に使う
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人が、安くて安全で現代的なエネルギーをずっと利用できるようにしよう	 16 平和と公正をすべての人に	平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくらう
 8 働きがいも経済成長も	みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、だれもが人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう		

第2章 市を取り巻く環境に関する状況

第1節 位置・地形・気候

①位置

本市は、千葉県の南東部、都心からおおよそ75kmに位置し、東西延長14km、南北延長12.5km、周囲67km、面積は93.96km²となっています。北東側は御宿町といすみ市に、北は大多喜町に、西は鴨川市にそれぞれ接し、南は黒潮が北上する太平洋に面しています。

②地形

海岸沿岸部は、深い入り江のリアス式海岸と遠浅の岩礁・砂浜がつながり、変化に富む風光明媚な地形となっていて、南房総国立公園に指定されています。また、内陸部から沿岸部まで山林が幾筋も延びていて、その谷あいの平地や斜面に市街地や集落が形成されています。主に沿岸部となる勝浦地区と興津地区には、市内人口のおおよそ70%が住んでいます。

一方の内陸部は、房総丘陵に属する海拔150～250mの丘陵性山地が広く分布し、市域のほぼ3分の2は緑豊かな山地となっています。また、夷隅川の最上流部に位置し、流域の一部の海拔90～120mの台地には、市街地や集落・田畑などが部分的に広がっています。

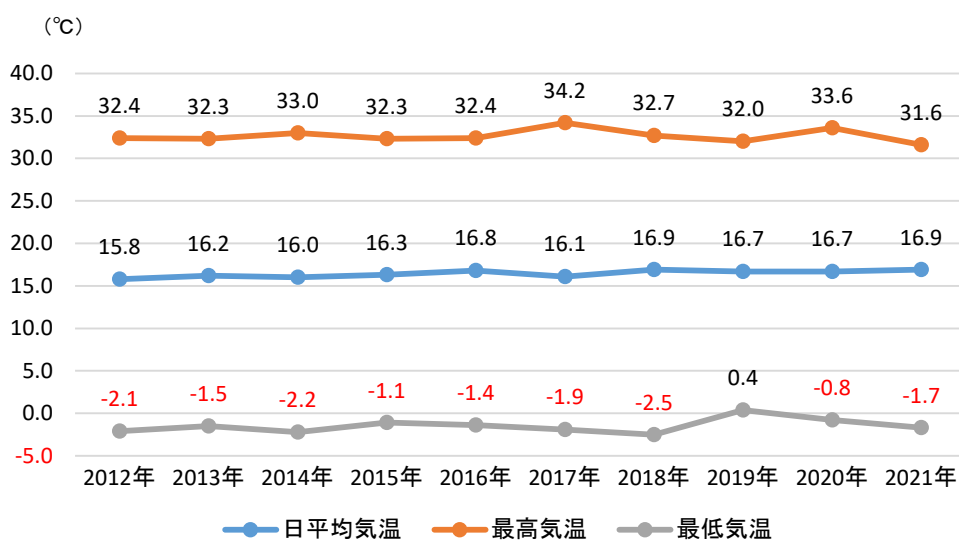


③気候

平坦地の少ない地形の沿岸部は、黒潮の影響を受けやすいため、真夏日・真冬日が少ない沿岸性気候で、1年を通じて温暖な気候となっていて、降霜はほとんどありません。

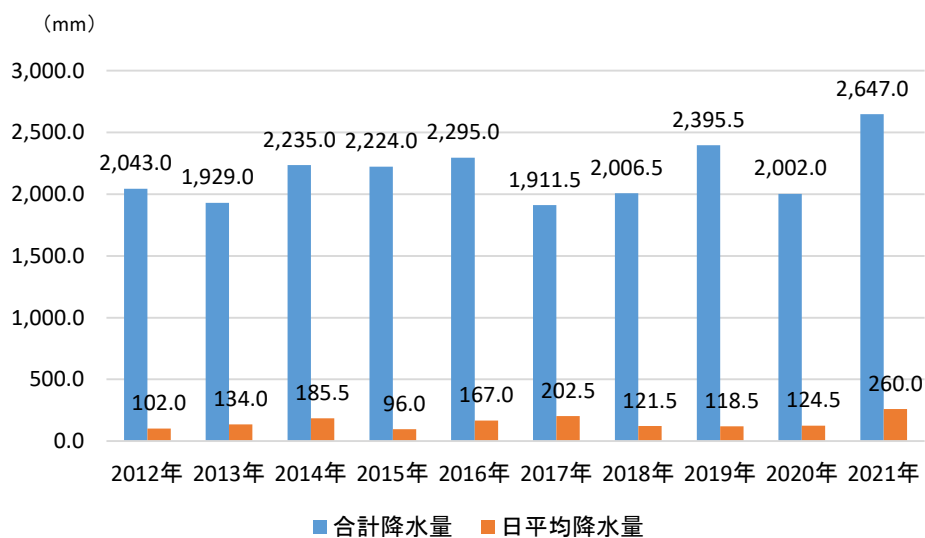
一方の内陸部は、あまり黒潮の影響を受けないために内陸性の気候寄りであって、夏場は沿岸部に比べて若干気温は高くなっています。また、冬場は、およそ3度から5度気温が低くなり、朝のほとんどは降霜があります。

風は海上からの南風が強く吹く傾向にあり、風向きが東または南東時に降水量が多いという特徴があります。



出典：気象庁（勝浦）

図 日平均気温・最高気温・最低気温の推移



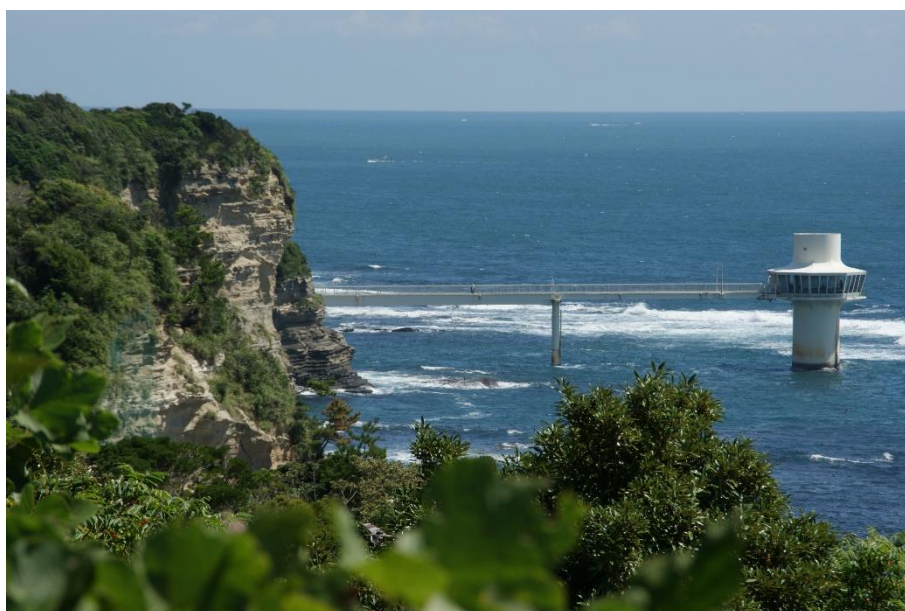
出典：気象庁（勝浦）

図 合計降水量・日降水量の推移

表 風向・風速

	風向・風速(m/s)				
	平均風速	最大風速		最大瞬間風速	
		風速	風向	風速	風向
2012年	3.3	19.7	南	30.5	南
2013年	3.5	20.1	南	33.3	北西
2014年	3.8	31	南南西	42.8	南南西
2015年	3.6	20.1	南	28.2	南
2016年	3.6	31.5	南	45.5	南
2017年	3.7	27.2	南南西	39.5	南南西
2018年	3.8	27.3	南南西	40.3	南南西
2019年	3.6	29.5	南	40.8	南南西
2020年	3.6	22.4	南南西	31.0	南南西
2021年	3.6	19.3	南南西	31.6	南

出典：気象庁（勝浦）

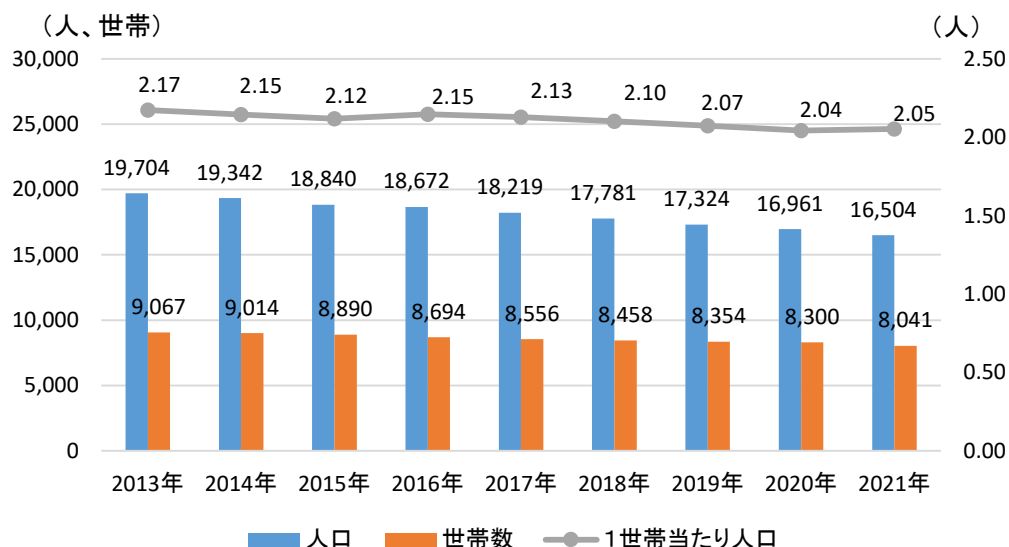


（勝浦海中公園海中展望塔）

第2節 社会情勢及び自然環境に関する状況

①人口減少

市制施行時の昭和33（1958）年の人口は31,400人でしたが、年々減少傾向にあり、令和3（2021）年には16,504人となっています。また、世帯数も減少傾向にあります。



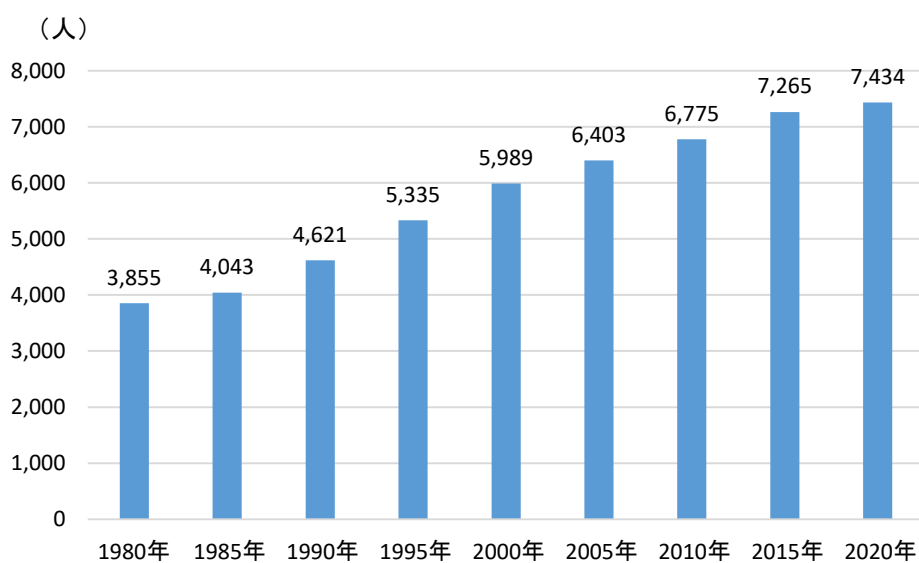
出典：数字で見る勝浦市の姿（毎月常住人口調査より）

図 人口・世帯数の推移

②高齢化社会

全国では、世界史上類を見ないスピードで高齢化が進行しており、令和7（2025）年には5人に1人が75歳以上になると予想されています。

本市でも、65歳以上の割合が令和2（2020）年には43.4%となっています。



出典：勝浦市人口ビジョン、2020年実績は国勢調査（総務省）

図 老年人口（65歳～）の推移

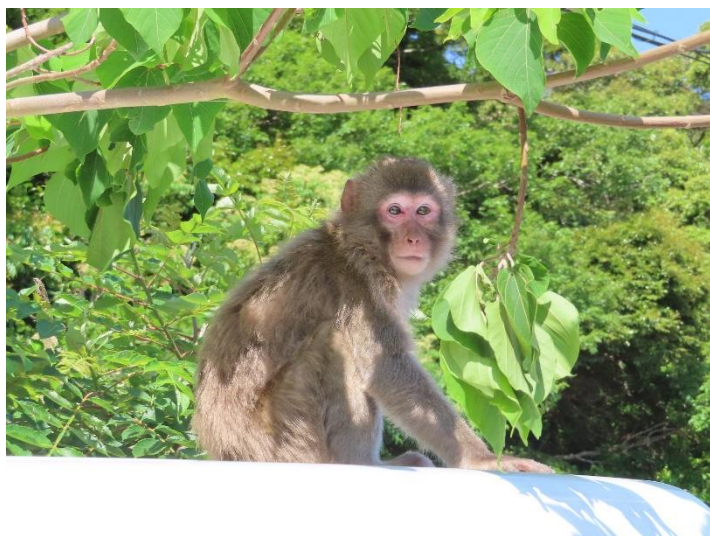
③有害鳥獣

イノシシ、シカ、ニホンザル、ハクビシン、キョン等による農作物等への被害が内陸部を中心として市内全域に及んでいます。被害の現状は、水稻・野菜・筍・果樹等となっています。

④生活害虫

近年、夏場から秋にかけて、人命をも脅かすスズメバチ等の蜂の発生が住宅地周辺で増加しています。

また、田畑や原野・山地の一部地域でヒルが発生していることから、農作業や山地等の土地利用に支障をきたしている状況にあります。



(ニホンザル)



(スズメバチの巣)

第3節 生活環境に関する状況

①河川水質汚濁

市では、市内主要河川の汚染状況を把握するため、浜勝浦川・墨名川合流点／港橋（墨名）、墨名川／小家名橋（墨名）、串浜西ノ谷川／串浜3号橋（串浜）、稲子川／稲子橋（部原）、坪田川／興津3号橋（興津）、興津都市下水路／東橋（興津）、守谷川／洲崎橋（守谷）、苗代川／鵜原1号橋（鵜原）、鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）、夷隅川／仲川橋（名木）、夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）、夷隅川／折節橋（松野）の計12か所において年2回の水質検査を実施し、また、浜勝浦川／浜勝浦橋（浜勝浦）においては年6回の水質検査を実施しています。

検査結果としては、直接海に流入する河川では、基準値を上回る項目も見受けられ、これらの原因は家庭から排出される生活雑排水などに影響されているものと考えられます。

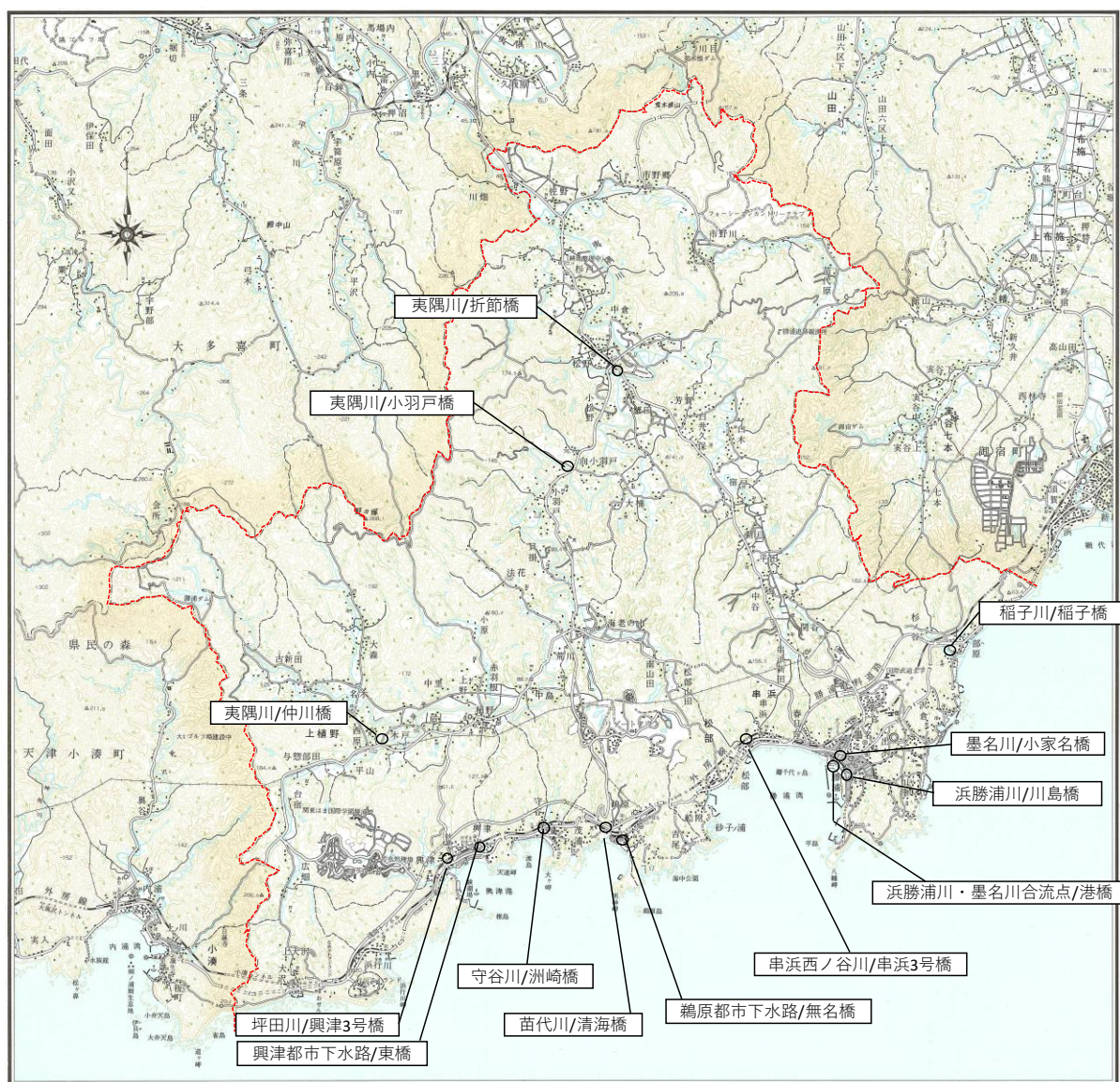


図 勝浦市 水質検査箇所

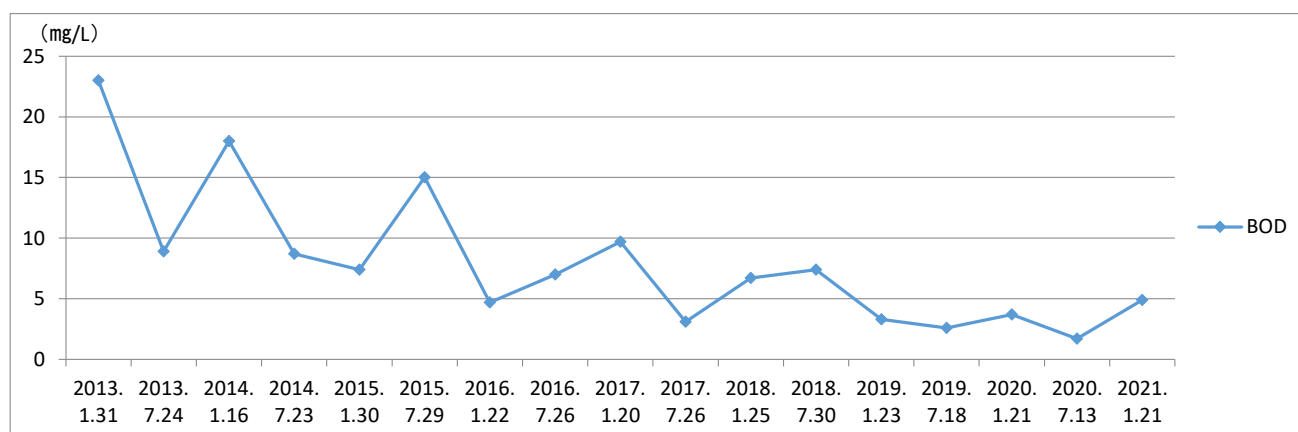


図 浜勝浦川・墨名川合流点／港橋（墨名）の水質結果（BOD）

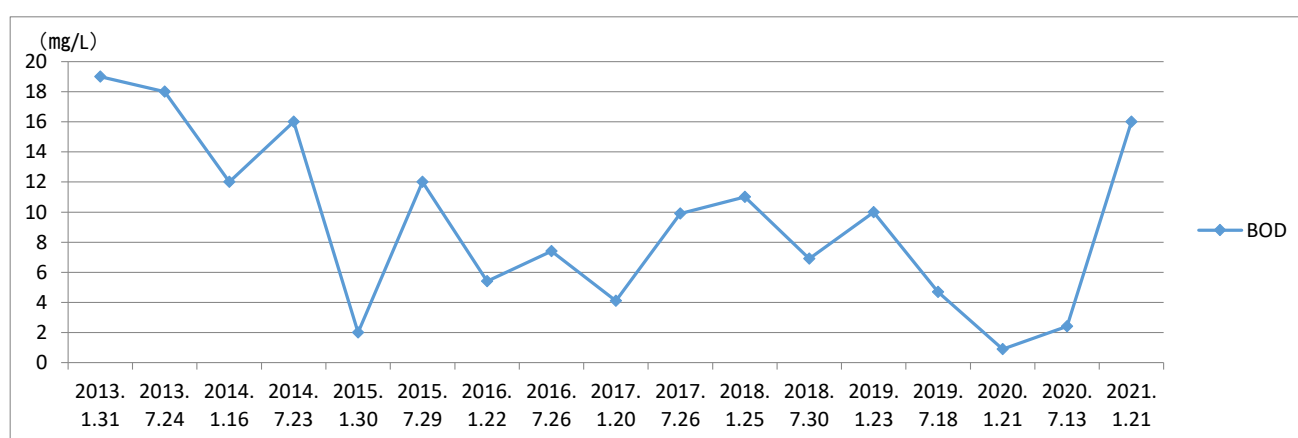


図 鶴原都市下水路／無名橋（鶴原）の水質結果（BOD）

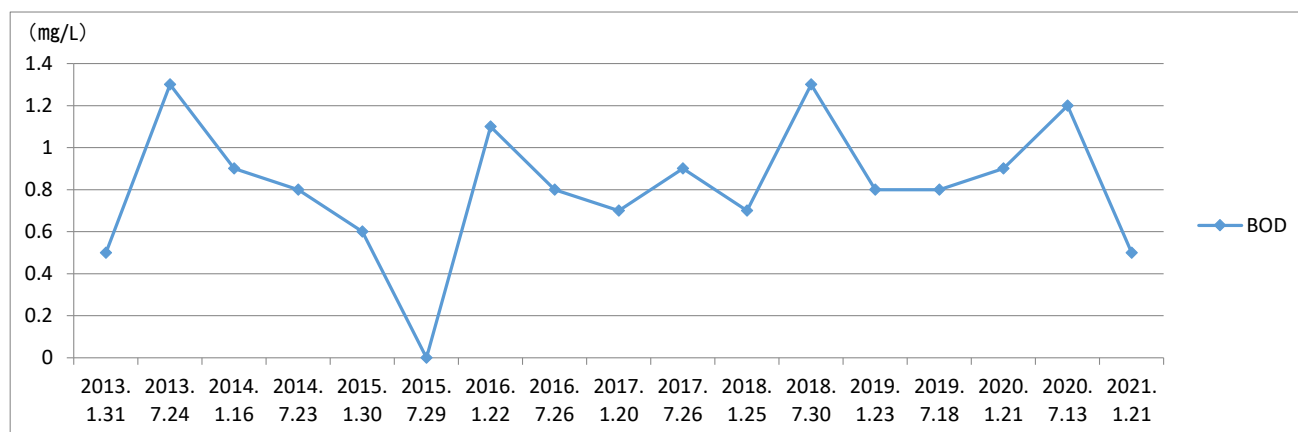


図 夷隅川／仲川橋（名木）の水質結果（BOD）

※BOD とは：生物化学的酸素要求量という、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量を表すものです。河川の汚染度が進むほど、この値は高くなります。

②廃棄物処理

本市のごみ焼却量は、平成 19（2007）年度まで増え続けていましたが、平成 20（2008）年度 7 月からの燃やせるごみの有料化と分別収集の細分化以降、それまで焼却処理されていた古紙類、衣類、ペットボトルなどが資源回収され、資源ごみの焼却量は 75％程度減少し、その後の可燃ごみの収集量も減少傾向で推移しています。

令和 2（2020）年度の本市の家庭から出る可燃ごみと資源ごみの内訳は可燃ごみが 5,674 トン、資源ごみが 961 トンです。

表 ごみの収集量の推移

	単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
可 燃 ご み	(t)	6,223	6,063	6,034	6,112	5,674
不 燃 ご み	(t)	224	218	197	207	206
資 源 ご み	(t)	1,147	1,123	1,108	1,051	961
不燃性粗大ごみ	(t)	222	210	189	208	232
合計	(t)	7,816	7,614	7,528	7,578	7,073

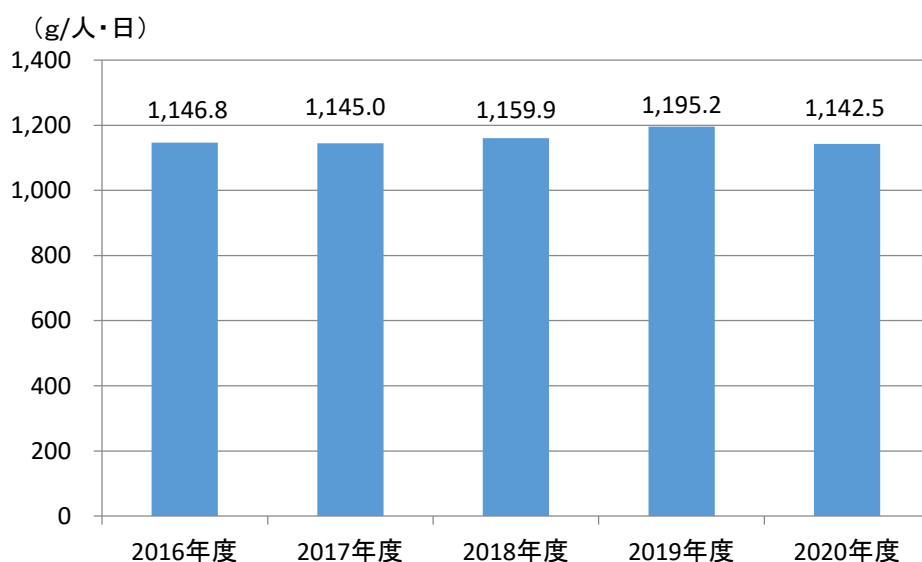


図 1人1日当たりのごみ排出量の推移

③不法投棄

ダンプカー数台による捨て逃げ型の不法投棄や家庭から出される廃家電及び一般廃棄物の不法投棄は後を絶ちません。

大規模な産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の強化やマスコミ報道等による市民の意識の向上等により減少しつつあります。

④悪臭

本市における悪臭の苦情は、廃棄物の野外焼却などが大半を占めています。また、近年では、住宅地における猫などの愛玩動物の多頭飼育による悪臭についての苦情も増加傾向にあります。

また、市街地内を流れる河川等に、生活排水や事業系排水が流入しているため、道路側溝や河川から悪臭が発生しています。

⑤廃屋や雑草地の放置

人が住まなくなった家屋は海からの風の影響による塩害等により老朽化が進みやすく、家屋の適正な管理がなされていないことによる周辺への影響や、宅地化された土地または宅地に近接する土地で、現に利用されていないことにより雑草等が繁茂していることによる周辺への影響に対する苦情が、近年増加傾向にあります。



(不法投棄)

第4節 地球温暖化防止に向けた動向

世界の年平均気温は、さまざまな変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.73℃の割合で上昇しています。海面水位は海水の熱膨張や氷河の融解・流出により上昇しており、海の水温も上昇しています。

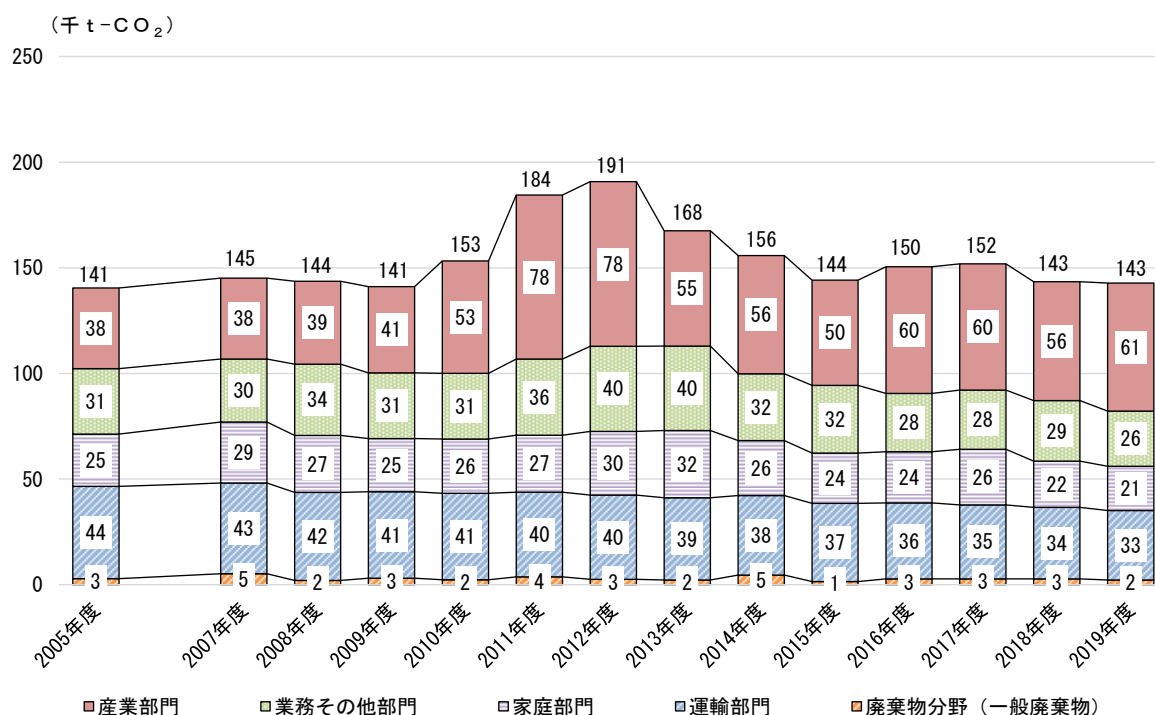
地球温暖化については、平成27（2015）年12月には気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分低く保つ」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出を正味ゼロにする」ことを長期目標とされました。

さらに令和3（2021）年にイギリスのグラスゴーで開催された気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を1.5度未満に抑えるために温室効果ガス削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、パリ協定のルールブックも完成することでパリ協定の完全運用となりました。

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」に基づき、平成28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を、平成25（2013）年度比で26%削減としました。令和3（2021）年10月の改訂では、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を、平成25（2013）年度比で46%削減とし、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。

令和2（2020）年10月には、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、脱炭素社会に向けた施策に取り組むとしています。

本市の市域から排出される温室効果ガス量は、平成24（2012）年度以降減少傾向で推移していましたが、近年は横ばいで推移しています。



出典：環境省「自治体排出量カルテ」

図 勝浦市域から排出される温室効果ガス量の推移

第5節 市民意識の把握

(1) 目的

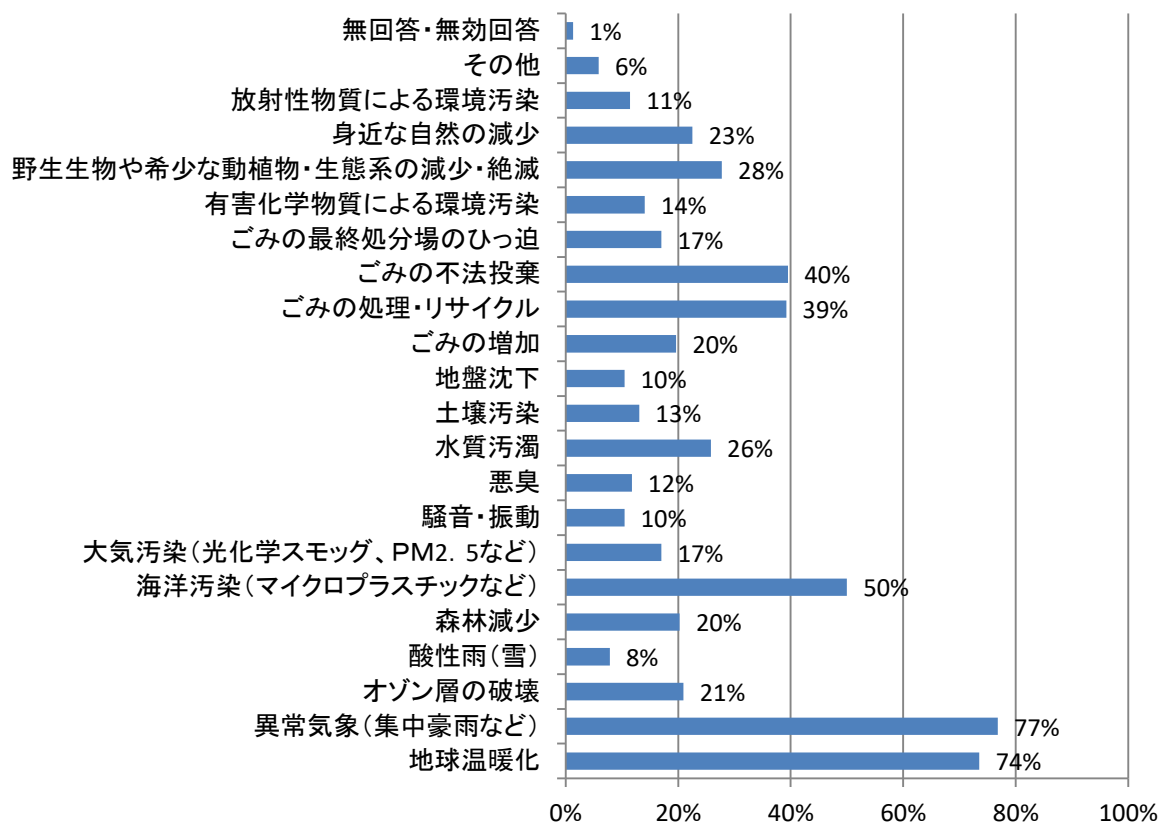
勝浦市環境基本計画の策定に当たり、市民の皆様が生活をされる中で、お住まいの地域や市全域に関して日頃感じておられる事をお聴きし、計画に反映できるよう実施するものです。

(2) 市民アンケート調査

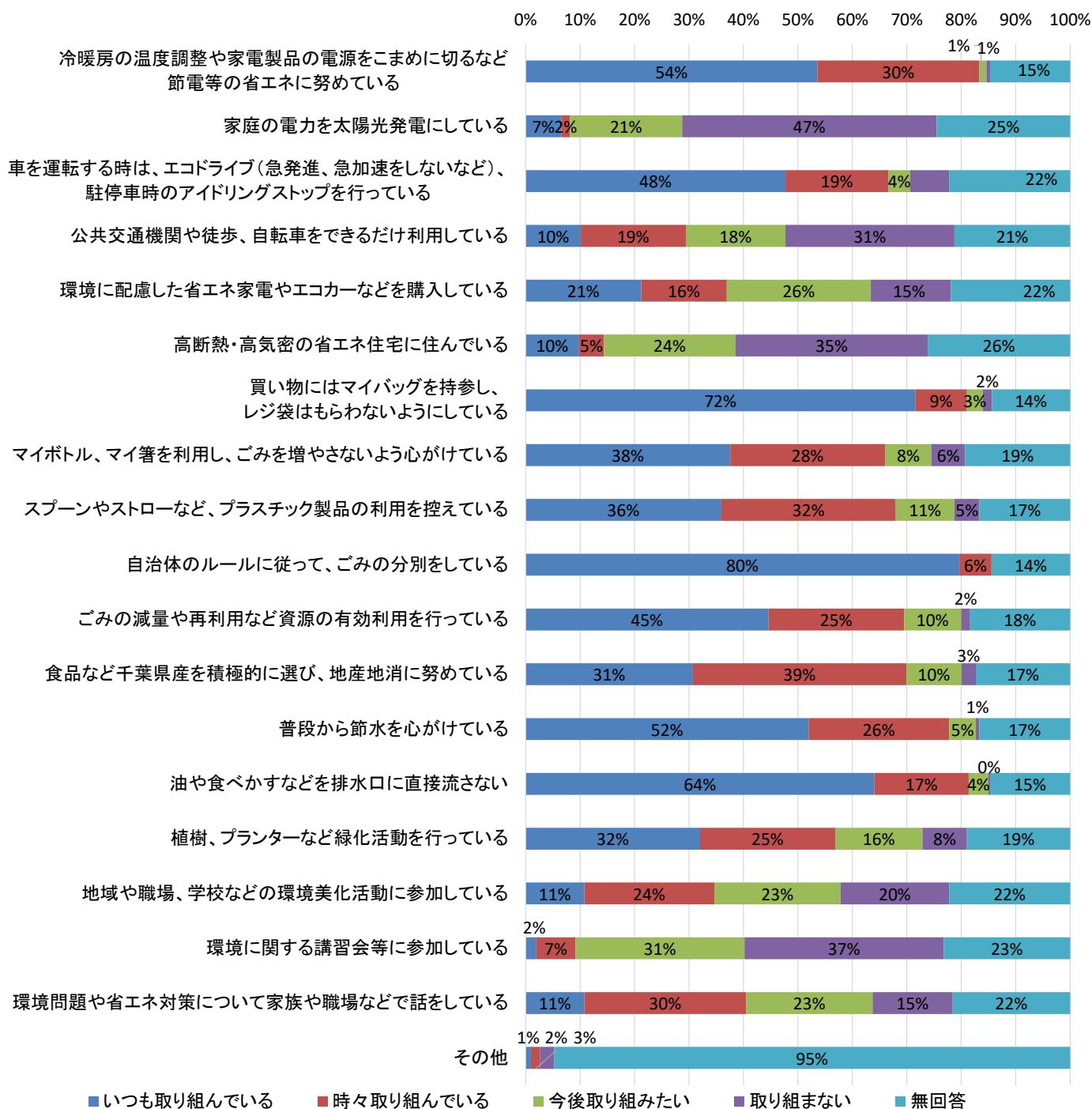
- (a) 調査対象 勝浦市に居住する 18 歳以上の男女 1,000 人
- (b) 抽出方法 大字ごとに案分し、住民基本台帳データから無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送・インターネット
- (d) 調査期間 令和4（2022）年8月1日～8月29日
- (e) 回収数 306 人（回収率 30.6%）

(3) アンケート結果の抜粋

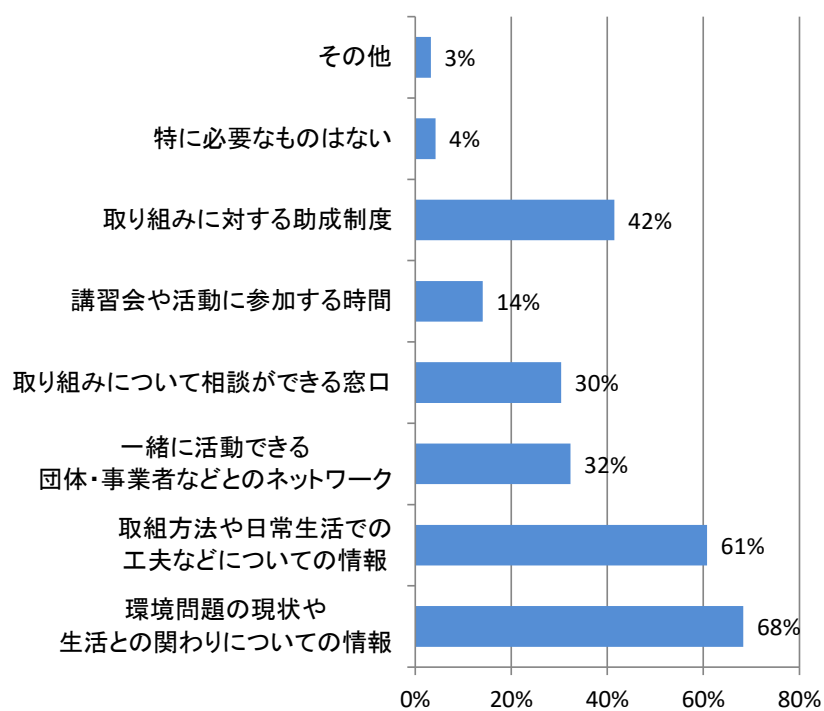
①市民が関心のある環境問題



②環境を守るための取り組みの実施状況



③環境を守るための取り組みを進めるうえで、必要だと思うもの



（４）基本方針別の課題

基本方針１ 「未来に向けた脱炭素なまちづくりを目指す」

市民の最も関心がある環境問題は、「異常気象（集中豪雨など）」、「地球温暖化」という結果となっていることから、とても注目度の高い問題となっています。

基本方針２ 「自然の恵みをもたらす 海・山・川との共生」

「海洋汚染」問題に関心がある人は、回答者のうち 50%と 2 人に 1 人関心を持っています。

また、勝浦市の取り組みとして満足度・重要度の高い環境問題となっているため、今後も積極的に対策を行っていきます。

基本方針３ 「安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る」

自由意見では、多数の身近な生活でのご意見を頂きました。細かな意見も有効活用し、より良い生活環境を目指します。

基本方針４ 「将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会」

市民の環境を守る取り組みの実施状況では、「自治体のルールに従って、ごみの分別をしている」の回答が 80%となりました。

ごみに関する取り組みの実施度は高くなっています。今後も継続して普及啓発活動に努めます。

基本方針５ 「市民・地域のパワーが発揮される 参加・協働のまち」

環境を守るための取り組みを進めるうえで必要なものとして、「環境問題の現状や生活との関わりについての情報」の回答が 68%と最も多い結果となりました。「取組方法や日常生活での工夫などについての情報」の回答も 61%と高く、情報発信に関する取り組みを求められています。

アンケート結果から、市民生活にも影響の大きい施策となる

「行政の取組①脱炭素なまちづくりの推進」を重点施策として捉えています。

第6節 前計画の実績・評価

前計画の指標の目標と実績を以下に示します。（前計画期間：平成 25 年度～令和 4 年度）

元気プラン	指標名	目標値	実績
自然と人がバランスよく暮らせるまち	農地面積	1,009ha を維持	942.7ha
	ウミガメの上陸回数	2 回以上	3 回（R4 年度）
里地里山を守り・育て、楽しむ	森林面積	5,815ha を維持	5,758ha
	里山の整備を希望する団体	2 団体以上	1 団体
水辺の豊かさを取り戻し、まちづくりに活かす	生活排水処理人口	9,000 人	8,884 人
	地域と行政が協力して行う海岸・河川清掃回数	50 回以上	コロナ禍により事業休止
食生活の理解を深め、地産地消で農水産業を支える	地元農産物の共同直売所数	5 ヶ所	4 ヶ所
	市民農園区画数	76 区画以上	39 区画
未来のごみゼロを目指して、ごみダイエット	一般廃棄物処理量	1,000 g 以下	1,154 g
	ごみ資源化率	24.0%	18.1%
廃棄物の適正処理と不法投棄の抑止	不法投棄取扱件数	82 件以下	97 件（一般・産廃）
	広域ごみ処理施設への転換	転換を実施	転換を検討
土壌汚染・災害を防止する残土の適正管理	土砂条例に違反する者の指導件数	0 件	0 件
低炭素なまちづくりの推進	住宅用太陽光発電設備導入補助金交付件数	22 件以上	1 件
良好な大気環境の確保	放射線量の測定値（勝浦駅北口駐車場）	0.230 μ Sv/h 以下	—
	放射線量の測定値（興津公民館駅前広場）	0.230 μ Sv/h 以下	—
	放射線量の測定値（上野集会所駐車場）	0.230 μ Sv/h 以下	—
	放射線量の測定値（総野集会所駐車）	0.230 μ Sv/h 以下	—
騒音・振動・悪臭の防止	騒音・振動・悪臭の苦情受付件数	6 件以下	2 件
良好な水環境・地質環境の保全	合併処理浄化槽設置補助件数	12 基以上	7 基
化学物質による環境リスクの低減	市内のクロロエチレン・テトラクロロエチレンの数値	不検出	不検出
環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の開催	市民環境学習会の開催回数（令和 2 年以降コロナ禍により中止）	2 回以上	年 1 回
環境保全に配慮した自主的行動と協働の推進	市民・事業者・行政で連携して環境保全活動	100 回以上	コロナ禍により事業休止
隠れた地域の宝を探し、地域の魅力を発信	勝浦の豊かな自然のデータベース化	実施	実施
環境まちづくりで、地域おこし	勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくり	実施	コロナ禍により事業休止

第3章 環境づくりの具体的な展開（施策の展開）

第1節 施策の体系

基本理念	基本方針	取組	施策
人と自然と資源が活きる 未来に向けた環境まちづくり	未来に向けた脱炭素なまちづくりを目指す 	取組① 脱炭素なまちづくりの推進	●再生可能エネルギーの有効利用の促進 ●脱炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ●省エネ住宅・建築物の導入促進
		取組② 気候変動に適応したまちづくりの推進	●気候変動の影響への対策の推進 ●気候変動対策に関する情報の提供
	自然の恵みをもたらす海・山・川との共生 	取組③ 自然と人がバランスよく暮せるまち	●農林業の活性化 ●希少生物の計画的な保護管理
		取組④ 里地里山を守り・育て、楽しむ	●守り育てるための里山の管理 ●乱開発の防止
		取組⑤ 水辺の豊かさをまちづくりに活かす	●適切な排水処理の推進 ●水辺環境の改善
		取組⑥ 食と生活の理解を深め、地産地消で農水産業・観光業を支え育てる	●生産基盤維持・強化 ●地産地消の推進 ●環境保全型農業・漁業の推進
	安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る 	取組⑦ 良好な大気環境の確保	●大気汚染防止法等、法令に基づく基準の遵守 ●大気環境にやさしいライフスタイルの構築
		取組⑧ 騒音・振動・悪臭の防止	●騒音・振動・悪臭による公害の防止
		取組⑨ 良好な水環境・地質環境の保全	●適切な排水処理の推進 ●河川の浄化
		取組⑩ 化学物質による環境リスクの低減	●有害化学物質等の適切な使用・管理
	将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会 	取組⑪ 未来のごみゼロを目指して、ごみダイエット	●ごみ収集処理の適切な実施 ●4R運動の推進
		取組⑫ 廃棄物の適正処理と不法投棄の抑止	●効率的な収集運搬・処理体制の構築 ●不法投棄、防止から抑止へ ●効率的なごみ処理の推進
		取組⑬ 土壌汚染・災害を防止する残土の適正管理	●土砂条例の厳格な執行 ●悪質事業者に対する監視指導強化
	市民・地域のパワーが発揮される参加・協働のまち 	取組⑭ 環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の推進	●環境教育の充実 ●環境意識の高い市民団体等の育成
		取組⑮ 勝浦市の環境について積極的な情報発信	●勝浦の豊かな自然を再認識し、地域の宝として発信
		取組⑯ 環境まちづくりで、地域おこし	●勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

第2節 施策の展開

基本方針1 「未来に向けた脱炭素なまちづくりを目指す」

大気中にある二酸化炭素（CO₂）やメタン、フロンなどの温室効果ガスは、地球を暖かく保つ役割を果たしています。地球にはたくさんの生物が生息していますが、これらのガスは、生物の住みやすい環境を保つ上で、なくてはならない存在となっています。

しかし、温室効果ガスが増え過ぎると、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまりすぎて気温が上昇したり、地球全体の気候が変化したりします。これが地球温暖化の原因とされています。

地球温暖化は、自然由来の要因と人為的な要因に分けられます。20 世紀後半の地球温暖化に関しては、人間の産業活動等に伴って排出された人為的な温室効果ガスが主因とみられ、平成 19（2007）年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発刊した第4次評価報告書では、人為的な温室効果ガスが温暖化の原因である確率が9割を超えていると評価されています。

平成25年のIPCCの第5次評価報告書によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880 年から 2012 年の期間に 0.85℃上昇したとされ、最近 30 年の各 10 年間は 1850 年以降のどの 10 年間よりも高温を記録しています。

さらに、同報告書では、20 世紀末頃（1986～2005 年）と比べて有効な温暖化対策をとらなかった場合、21 世紀末（2081～2100 年）の世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇、厳しい温暖化対策をとった場合でも 0.3～1.7℃上昇する可能性が高くなります。平均海面水位は、最大 82 cm 上昇する可能性が高いと予測されています。温室効果ガス排出量を削減するためには、市民・事業者・行政で取り組む必要があります。

再生可能エネルギーや省エネルギー性の高い設備や電動車の導入推進、エネルギーに関する取り組みの普及啓発を進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となり、温室効果ガス排出量の削減に努め、カーボンニュートラルを目指します。

また、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じていることから、温室効果ガスの排出量が削減された場合でも、気候変動の影響は避けられない事態となっています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいきます。

☆アンケート結果☆

市民の最も関心がある環境問題は、「異常気象（集中豪雨など）」、「地球温暖化」という結果となっていることから、とても注目度の高い問題となっています。

環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
市域の温室効果ガス排出量	143 千 t -CO ₂	89.2 千 t -CO ₂
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	5,316t-CO ₂	3,628t-CO ₂
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付件数	年間 7 件	年間 13 件

行政の取組①脱炭素なまちづくりの推進

施策名
再生可能エネルギーの有効利用の促進
・住宅用太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを利用した設備導入を支援します。 ・公共施設への再生可能エネルギーを利用した設備の導入の可能性を検討します。
脱炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進
・家庭、こども園、保育園、小中学校、事業者などに対して、省エネルギー実践のための普及啓発を行います。 ・「勝浦市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市役所の率先実行プログラムを実践します。
省エネ住宅・建築物の導入促進
・公共施設の新設、改修時における自然エネルギー、省エネルギー対応を推進します。

行政の取組②気候変動に適応したまちづくりの推進

施策名
気候変動の影響への対策の推進
・熱中症の注意喚起や情報提供に努めます。 ・集中豪雨等による被害の軽減に向けて、浸水に関する情報や避難場所の周知、ハザードマップの活用を行います
気候変動対策に関する情報の提供
・暑熱による生活への影響等、気候変動に関する情報収集・情報提供に努めます。 ・千葉県気候変動適応センター、千葉県環境研究センターと連携し、関連情報の収集・整理・分析、提供に努めます。

市民の取組

- クールビズ、ウォームビズを心掛けます。
- 宅配便などは、日時指定等を活用し、できるだけ1度の配送で受け取るようにします。
- エコカー（電動車等）の利用に努めます。
- 自動車のアイドリングはできる限り控え、エコドライブを心掛けます。
- バスや電車などの公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- 地産地消に積極的に取組めます。
- 電化製品（電灯、エアコン、電気ポット等）の電源をこまめに切ります。
- 省エネルギー型の製品の利用を心掛けます。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用に努めます。
- 給湯器の設定温度に注意します。

事業者の取組

- クールビズ、ウォームビズを心掛けます。
- 環境に配慮した設備や機器の整備に努めます。
- 環境負荷の低減を図り、周辺地域に配慮した事業活動を心掛けます。
- エコカー（電動車等）の利用に努めます。
- 自動車のアイドリングはできる限り控え、エコドライブを心掛けます。
- 自動車の点検、整備を定期的に行います。
- バスや電車などの公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- ノーマイカーデーや相乗りを呼びかけます。
- 地産地消に積極的に取組めます。
- 電化製品（電灯、エアコン、電気ポット等）の電源をこまめに切ります。
- 省エネルギー型の製品の利用を心掛けます。
- 緑のカーテン、屋上や壁面の緑化、扇風機等を利用し、エアコンの使用を抑えます。
- コージェネレーション、高効率設備の導入に努めます。
- 省エネルギー設備、新エネルギー設備の導入に努めます。

基本方針２ 「自然の恵みをもたらす 海・山・川との共生」

山林は、多くの野生動物の棲みかであり、林業や薪炭などの生産の場として人々の生活に重要な役割を果たしてきましたが、林業の低迷により放棄される植林地が増加し、管理の行き届かない山林が増えています。

里地里山の機能を回復させるためには、間伐・除伐作業・草刈等による管理が不可欠となります。そのためには、市民が里地里山に親しむための仕組みづくりが必要です。

水辺環境について、内陸部の一部河川では、天然記念物のミヤコタナゴが生息しています。また、海岸特有の植物が生育しているなど、市内には貴重な動植物が見られます。

しかし、河川改修によるコンクリート護岸工事などにより整備され、また、流木やごみなどが多いなど、市民が川に接することが困難な状況となっています。

本市の自然と共生していくためには、市民・事業者・行政が一体となって今ある環境を守り、育てることが重要です。

☆アンケート結果☆

「海洋汚染」問題に関心がある人は、回答者のうち 50%と 2 人に 1 人関心を持っています。

また、勝浦市の取り組みとして満足度・重要度の高い環境問題となっているため、今後も積極的に対策を行っていきます。

環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
農地面積	942.7ha	942.7ha を維持
森林面積	5,758ha	5,758ha を維持
里山の整備を希望する団体	1 団体	2 団体以上
生活排水処理人口	8,884 人	9,895 人
市民農園区画数	39 区画	39 区画以上

行政の取組③自然と人がバランスよく暮せるまち

施策名
農林業の活性化
・資金及び技術面から、農林業、水産業後継者、UターンやIターンも含めた担い手の育成対策を検討します。 ・認定農業者による経営規模の拡大を支援します。 ・農地流動化を進め、農地の適切な活用を図ります。
希少生物の計画的な保護管理
・被害防除対策の適切な実施を図ります。
省エネ住宅・建築物の導入促進※再掲
・公共施設の新設、改修時における自然エネルギー、省エネルギー対応を推進します。

行政の取組④里地里山を守り・育て、楽しむ

施策名
守り育てるための里山の管理
・動植物、昆虫等の分布状況を調査し、保全のあり方を検討します。 ・事業者による林地開発に対しては、環境への配慮を指導します。
乱開発の防止
・事業者による開発行為に対しては、環境への配慮を指導します。 ・景観形成上重要な山林は、開発行為による消失を防止します。

行政の取組⑤水辺の豊かさをまちづくりに活かす

施策名
適切な排水処理の推進
・単独処理浄化槽や汲取り式トイレから、合併処理浄化槽への転換や適切な維持管理の普及、啓発を推進します。
水辺環境の改善
・河川等の水質調査を定期的に行い、水環境の把握と監視を行います。



行政の取組⑥食と生活の理解を深め、地産地消で農水産業・観光業を支え育てる

施策名
生産基盤維持・強化
・地元農水産物の加工から販売まで、自分たちで行える農水産業の多角経営の支援を検討します。 ・地元農水産物を地元で消費するため、学校給食との連携を深めます。 ・子どもたちの食と農水産業の理解を深め、併せて健康づくりを進めます。
地産地消の推進
・勝浦朝市の活性化等を推進します。 ・市民農園を活用し、消費者自身が農産物をつくる喜びを実感し、農業への理解を深めます。
環境保全型農業・漁業の推進
・有機農業、減農薬農業等の環境保全型農業について、技術的な支援を検討します。

市民の取組

- 敷地内や所有地を適切に管理します。
- 庭やベランダで花や緑を育てます。
- 家庭菜園では、過剰な施肥や農薬の使用を控えます。
- 郷土種を用いた緑化に努めます。
- 周辺の景観を損なわないよう努めます。

事業者の取組

- 耕作放棄地を市民農園や体験農園とし活用を進めます。
- 敷地内や所有地を適切に管理します。
- 規制基準を遵守するだけでなく、更なる環境負荷低減に取り組みます。
- 千葉エコ農業を推進し、農薬や肥料を減らした農産物の生産を進めます。
- 郷土種を用いた緑化に努めます。
- 周辺の景観を損なわないよう努めます。
- 開発や整備に際しては、周辺の生態系、水系、景観等に配慮します。
- 水路等の整備に際しては、周辺の生態系に配慮します。

基本方針３ 「安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る」

過去の高度経済成長の時期には、製造業などの事業場から出される排煙や排水による大気汚染・水質汚濁が大きな問題となっていました。法令改正や監視の強化、総量規制の導入などにより、状況が改善されています。現在は事業所・事業場・自動車の騒音や振動などが大きな問題となっています。

市民が安心して生活できる環境を確保するうえで法令などに基づく事業所などへの指導・立ち入り検査の実施の他、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みについても検討していきます。

☆アンケート結果☆

自由意見では、多数の身近な生活でのご意見を頂きました。細かな意見も有効活用し、より良い生活環境を目指します。

環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
騒音・振動・悪臭の苦情受付件数	２件	２件
合併処理浄化槽転換補助件数	年間 ７ 基	年間 ７ 基
市内のトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの数値	不検出	不検出



行政の取組⑦良好な大気環境の確保

施策名
大気汚染防止法等、法令に基づく基準の遵守
・「大気汚染防止法」等、法令に定める基準が遵守されているか監視に努めます。
大気環境にやさしいライフスタイルの構築
・公用車の整備を適切に行い、排気ガスによる大気汚染を低減します。また、燃費の良い運転を心がけます。

行政の取組⑧騒音・振動・悪臭の防止

施策名
生産基盤維持・強化
・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、勝浦市環境保全条例等の法令が遵守されているか確認し、必要に応じて指導します。 ・自動車交通騒音を測定し、必要に応じて措置をとります。 ・市庁舎や公民館等、公共施設においても騒音、振動、悪臭の防止に努めます。

行政の取組⑨良好な水環境・地質環境の保全

施策名
適切な排水処理の推進
・家庭での合併処理浄化槽設置を促進するため、補助制度を継続するよう努めます。 ・浄化槽の適正管理に関する普及啓発を進めます。 ・事業所に対して、排水処理のための技術的な指導や排水の適正処理の指導を行います。
河川の浄化
・水質浄化活動を地域住民等とともに考え、実施します。

行政の取組⑩化学物質による環境リスクの低減

施策名
有害化学物質等の適切な使用・管理
・化学物質の特性や管理に関する適切な指導をします。

市民の取組

- 不適切な野外焼却は行いません。
- ペットのふんは必ず持ち帰ります。
- 夜間のペットの鳴き声、楽器の音など周辺に配慮します。
- 高度処理型合併処理浄化槽を設置し、定期的に保守点検・清掃を行います。
- 節水を心掛けます。
- 油やごみを流さないようにします。
- お風呂の残り湯を洗濯等に利用します。
- 洗濯や食器洗いの洗剤は、必要最小限に抑えます。

事業者の取組

- 高度処理型合併処理浄化槽を設置し、定期的に保守点検・清掃を行います。
- 雨水の再利用に努めます。
- 節水を心掛けます。
- 有害物質等を排水しないよう適正に管理します。
- 雨水の地下浸透を促すため、浸透施設や緑地を確保します。
- 周辺の景観を損なわないよう努めます。
- 開発や整備に際しては、周辺の生態系、水系、景観等に配慮します。

基本方針4 「将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会」

ごみを分別してリサイクルすることは循環型社会をつくっていく上でとても重要なことですが、一方で、資源として回収されたものは、多くの費用をかけて、選別、洗浄、裁断その他数多くの工程を踏み、そのために、水・石油をはじめとする別の資源を新たに投入して再資源化しています。リサイクルのために、限りある資源やエネルギーを消費することによって、環境に与える負荷が大きくなります。

そのため、資源化施策と並行してごみの発生抑制に重点を置いた施策の展開が重要になります。リフューズ（ごみとなるものの受け取りを断る）、リデュース（ごみそのものを出さない、無駄なものは買わない、買ったものは大切に長く使うなど）を最優先とした、リユース（不要になったものを再使用する）、リサイクルの4Rの取り組みを進めていきます。

☆アンケート結果☆

市民の環境を守る取り組みの実施状況では、「自治体のルールに従って、ごみの分別をしている」の回答が80%となりました。

ごみに関する取り組みの実施度は高くなっています。今後も継続して普及啓発活動に努めます。

環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
ごみの1人1日当たりの排出量	1,154g	942g
ごみ資源化率	18.1%	22.8%
不法投棄取扱件数	年間97件	年間74件



行政の取組⑪未来のごみゼロを目指して、ごみダイエット

施策名
ごみ収集処理の適切な実施
・ごみ集積所は、利用者による管理を支援します。 ・ごみ出しマナーや分別方法など、市民・事業者への普及啓発に努めます。 ・ごみ排出量の変化を見極めつつ、有料ごみ袋制度の改変について検討を行います。
4R運動の推進
・生ごみ減量化のための意識啓発を進めます。 ・包装の簡素化や使い捨て用品の使用自粛を推奨します。 ・公共施設では、率先してごみの減量化に努めます。 ・リサイクルの仕組みについて情報提供をします。

行政の取組⑫廃棄物の適正処理と不法投棄の抑止

施策名
効率的な収集運搬・処理体制の構築
・ごみ出しマナーや分別方法など、市民や事業者への普及活動に努めます。 ・ごみ分別の種類や収集方法の見直しを行い、効率的でより効果の高い収集運搬、処理体制を構築します。 ・ごみ処理施設からの焼却灰、焼却残渣については、最終処分が行われるまで責任を持って管理します。
不法投棄、防止から抑止へ
・産業廃棄物の処理に関する監視、指導を行います。 ・不法投棄抑止対策として、関係機関との定期的なパトロールの実施及び地域の監視体制の強化を図ります。 ・不法投棄防止フェンス設置のほか、不法投棄監視カメラ設置の推進を図ります。
効率的なごみ処理の推進
・周辺自治体と一体となったごみの効率的な処理など、より良いごみ処理のあり方について検討します。

施策名
土砂条例の厳格な執行 ・不適正な埋め立てに際しては、関係部局が連携して対応するとともに、必要に応じ、県に情報を提供します。 ・市内全体の強固な監視活動を行います。 ・勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下、「土砂条例」という。）の厳格な執行により、土砂の不適正な埋め立てを防止します。
悪質事業者に対する監視指導強化 ・県と連携をして、土砂条例の厳格な執行と悪質な事業者に対する監視指導を強化します。

市民の取組

- 食材の余りや食べ残しがでないようにします。
- マイボトル、マイカップ、マイ箸、マイバッグの利用に努めます。
- 包装や梱包はごみになりにくいものを選びます。
- 詰め替えできる商品を利用します。
- レンタルやリースを利用します。
- リサイクル製品や環境にやさしい製品を利用します。
- 余分なものは買わないようにします。
- ごみは適切に処理し、ポイ捨てや不法投棄はしません。
- ごみの分別を行い、資源ごみのリサイクルに努めます。
- 資源ごみの集団回収に協力します。
- 各種リサイクル法の対象となる家電品や自動車の処分は、適切な業者に依頼します。
- 生ごみはコンポスト等で堆肥化し、家庭菜園で利用します。
- 紙パックやトレイ等の店頭回収を利用します。
- ごみ出しのルールを守ります。
- フリーマーケット、バザーやリサイクルショップを利用します。
- 不法投棄を見つけたらすぐに通報します。

事業者の取組

- 包装や梱包はごみになりにくいものを選びます。
- 詰め替えできる商品を利用します。
- レンタルやリースを利用します。
- リサイクル製品や環境にやさしい製品を利用します。
- 製品の修理や修繕の仕組みをつくります。
- ごみは適切に処理し、ポイ捨てや不法投棄はしません。
- ごみの分別を行い、資源ごみのリサイクルに努めます。
- 資源ごみの集団回収に協力します。
- 各種リサイクル法の対象となる家電品や自動車の処分は、適切な業者に依頼します。
- 再生紙を使用し、紙類の使用をなるべく控えます。
- 植栽の落ち葉や剪定枝は、チップ化や堆肥化し、有効に活用します。
- ごみの発生を抑制する製品の製造、流通、販売を促進します。
- マニフェスト制度に基づく産業廃棄物の適正処理を徹底します。

【事業紹介】

廃食用油回収（リサイクル）事業

本市では、平成 26 年 12 月から市内 4 カ所において、廃食用油の回収（リサイクル）事業を開始しました。平成 31 年 1 月には回収箇所を増設し、市内 5 カ所としました。

廃食用油の回収は、油の垂れ流しによる污染から海や河川を守ります。また、回収された廃食用油は、燃料精製プラントでディーゼル自動車や重油ボイラーなどの燃料に精製されます。



（回収した廃食用油）



基本方針5 「市民・地域のパワーが発揮される 参加・協働のまち」

豊かな環境づくりのためには、まちの主人公である市民・事業者が、環境の現状を知り、課題を理解し、環境を保全し改善する行動を続けることが大切です。そして、本市の環境をどのように守り、改善させるかという視点を持って、新たなライフスタイルを創り出すことが重要です。

市民・事業者の活動を市が積極的に支えていくための施策を進めていきます。

☆アンケート結果☆

環境を守るための取り組みを進めるうえで必要なものとして、「環境問題の現状や生活との関わりについての情報」の回答が68%と最も多い結果となりました。「取組方法や日常生活での工夫などについての情報」の回答も61%と高く、情報発信に関する取り組みを求められています。

環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
市民向け環境学習会の開催回数	コロナ禍により 事業休止	年2回
市民・事業者・行政で連携して の環境保全活動	年6回	年7回



（川掃除の様子）

行政の取組⑭環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の推進

施策名
環境教育の充実
・小中学校における環境教育を推進します。
環境意識の高い市民団体等の育成
・環境保全をテーマとした学習会等を開催します。
・環境保全に取り組む市民団体や地域住民の把握に努め、支援します。

行政の取組⑮勝浦市の環境について積極的な情報発信

施策名
勝浦の豊かな自然を再認識し、地域の宝として発信
・勝浦の豊かな自然を調査し、環境保全施策等に活用します。
・「勝浦の豊かな自然を確かめる事業（平成25年度事業）」で確認された動植物のデータを環境保全施策等に活用します。
・市内の自然環境を市民等に公表します。

行政の取組⑯勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

施策名
勝浦の豊かな自然を再認識し、地域の宝として発信
・歴史的建造物などの文化財や美しい海岸、みどり豊かな里山などの保全に努め、郷土の風土を活かしたまちづくりを推進します。
・地域にある身近な自然環境の素晴らしさを再認識してもらえよう努め、環境保全を通じたまちづくりを推進します。
・勝浦の豊かな自然を保全するため、自然環境を大事にするまちづくりを推進します。



市民の取組

- 自然観察会、セミナーなど環境学習に参加します。
- 市の広報紙やホームページの環境に関する情報を確認します。
- 地域の美化活動、道路の清掃に参加します。
- アダプトプログラムに参加します。
- ゴミゼロ運動に参加します。
- クリーンキャンペーンに参加します。
- 里山の保全活動に参加します。
- 外来種を知り、県などが行う防除活動に参加します。
- 在来の草花を守り増やしていきます。
- 野生の動植物を捕まえたり、採集したりしないようにします。
- 飼育している生き物を、逃がさないようにします。
- 地域の歴史や文化、自然を学びます。

事業者の取組

- 自然観察会、セミナーなど環境学習に参加します。
- 市の広報紙やホームページの環境に関する情報を確認します。
- 地域の美化活動、道路の清掃に参加します。
- アダプトプログラムに参加します。
- ゴミゼロ運動に参加します。
- クリーンキャンペーンに参加します。
- 里山の保全活動に参加します。
- ホテル等動植物の生息環境の保全を行います。
- 外来種を知り、県などが行う防除活動に参加します。

【事業紹介】

市民環境学習会

有識者による環境をテーマとした講演会や身近な環境問題などを取り上げ、環境に対する意識の向上を目的として開催しています。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を見合わせております。

市民環境学習会の様子（平成 26 年度開催）

テーマ「クサフグの産卵観察会」



遡上するクサフグ



産卵する様子

市民環境学習会の様子（平成 29 年度開催）

テーマ「海と川のつながる所にすむカニの観察会～夏休みの自由研究に～」



講義の様子



穴から出てくるチゴガニ



河口での観察会



踊るチゴガニ

第4章 環境基本計画を推進するために（計画の推進体制）

（１）計画の推進体制

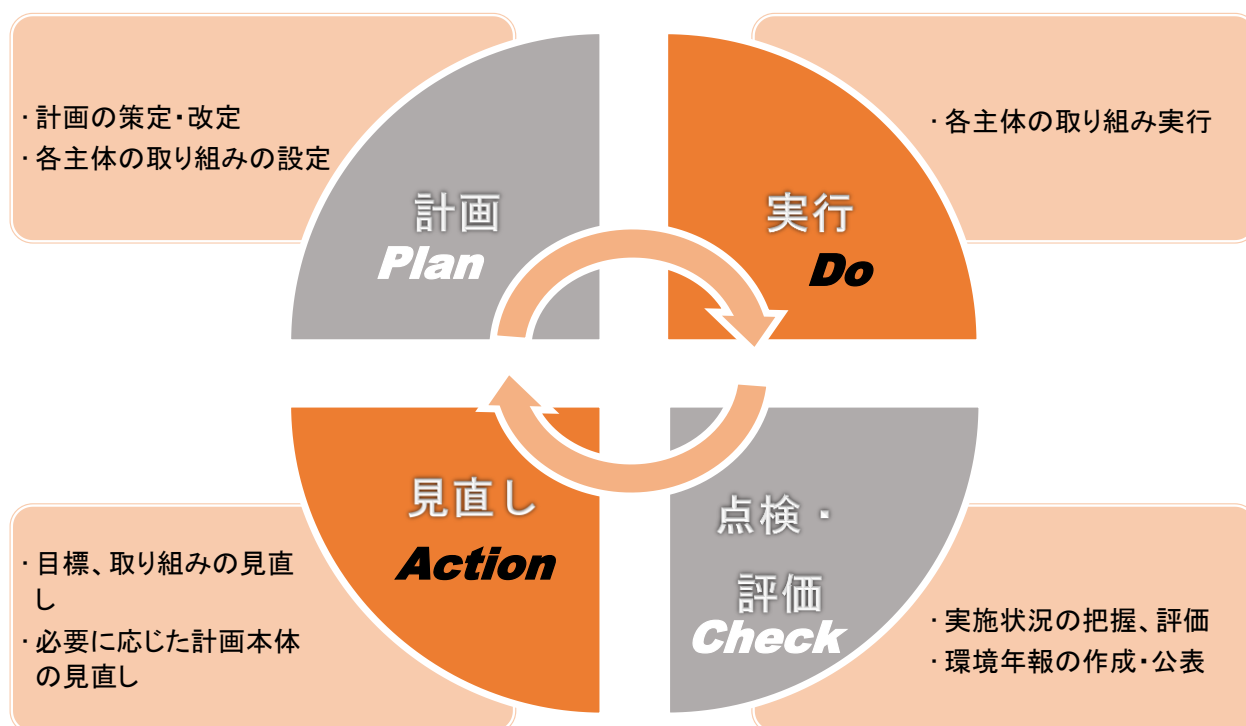
市民や事業者の環境保全行動を推進し、また計画の進行管理を行う組織として、勝浦市環境市民会議を活用します。勝浦市環境市民会議は市民や事業者を中心として構成されています。

また、本計画の進行管理について、専門的な立場から審査する組織として、勝浦市環境審議会を活用します。

計画の推進と環境に関する市の総合的窓口としては、生活環境課が担当します。

（２）計画の進行管理

計画の進行管理は、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：見直し）という「PDCA サイクル」に基づき行います。



（３）計画の進行状況の報告や公表

望まれる理想の姿の実現に向けて実施する取り組みなどについては、適宜、環境審議会・環境市民会議等に進捗状況を報告し、進行管理に努めます。なお、計画の進行状況は生活環境課が毎年発行している「環境白書」に主なものを記載し、市民等に公表します。

資料編

環境審議会資料

審議会名簿（令和5年1月1日現在）

区 分	構成及び定数	氏 名	備 考
推 薦	市議会議員 2名	松崎 栄二	市議会議員
		渡辺 ヒロ子	市議会議員
選 任	学識経験者 3名	高田 雅雄	元・南外房環境クラブ理事
		山本 洋子	勝浦市海岸売店組合長
		本城 一隆 (会長)	元・大多喜高等学校校長
	団体等の役員 3名	石井 春人	勝浦市漁業協同組合代表理事組合長
		正木 信明	いすみ農業協同組合勝浦支所長
		渡邊 嘉男	勝浦市観光協会会長

策定の経緯・経過

- 令和4年 6月 勝浦市環境審議会（第1回）
 ・勝浦市環境基本計画の概要説明
- 8月 市民アンケート実施
- 10月 勝浦市環境審議会（第2回）
 ・市民アンケート集計結果に関する説明
- 11月 勝浦市環境審議会（第3回）
 ・勝浦市環境基本計画（案）に関する審議
- 12月 勝浦市環境審議会（第4回）
 ・勝浦市環境基本計画（案）に関する審議
 ・市民パブリックコメントに関する説明
- 令和5年 1月 市民パブリックコメント実施
- 2月 勝浦市環境審議会（第5回）
 ・勝浦市環境基本計画に関する審議

用語集

【あ行】

アダプトプログラム

アダプト（Adopt：～を養子にする）として、一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度のこと。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進める。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エネルギーの効率的利用

不要な照明は消灯するなど、電力消費を削減する、電力や燃料等を消費する機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を実施するといったエネルギーの消費をできるだけ効率的に行うこと。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、熱を吸収、再放射する性質を持つ気体。大気中の量が増加することにより、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されている。

【か行】

カーボンニュートラル

大気中に排出される CO₂ と大気中から吸収される CO₂ が等しい量であり全体としてゼロ（実質ゼロ）となっている状態を指す。

外来種

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定める行政目標。「環境基本法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

環境配慮型製品

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。原材料にリサイクル品の使用し、省資源化が達成しているものや、製品の開発段階から製造まで、省エネ・省資源・有害物質の削減等が成されている製品のことを指す。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ・ノー上着スタイルがその代表。

コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

コンポスト

本計画においては堆肥をつくる容器のこと。家庭から出る生ごみや落ち葉などの有機物を、微生物の働きを活用して発酵・分解させるもの。

【さ行】

再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーのこと。発電時に CO₂ を排出しないため、環境にやさしいエネルギー源とされている。

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった種類がある。

自然エネルギー

太陽、地熱、風、潮汐流といった自然現象によって得られるエネルギーの総称のこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当する。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿以外の排水のこと。炊事、洗濯、入浴等により排出される水。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

【た行】

太陽光発電

半導体素子により、太陽光エネルギーを電気に変換するもの。再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能性が多い。

電動車

車両の動力に電気を使うクルマのこと。ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、水素燃料電池車などの種類がある。

【は行】

バイオマス

生物資源（バイオ）の量（マス）を表す概念で、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源のこと。農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。

フロン

炭化水素の水素原子のいくつかを塩素原子とフッ素原子で置き換えた人工のガスの総称。化学的性質が安定しているため、エアコンの冷媒やスプレーの噴霧剤などとして幅広く利用されてきたが、オゾン層を破壊する力の強い特定フロンは、現在では国際条約などでその製造や輸入が禁止されている。

【ま行】

マイクロプラスチック

直径 5 ミリメートル以下の小さなプラスチックのこと。プラスチックごみがごみ集積所から風、雨の影響で離れてしまった場合やポイ捨てなどにより河川から海へと流れつき、海岸に漂着した後、波や砂にもまれ、強い紫外線にさらされることにより形成される。プラスチックは自然分解されないため、細かなプラスチック片として残り、海中のごみとなる。

【ら行】

リサイクル（再生利用）

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

リフューズ（断る）

ごみになるものを断る、受け取らないこと。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

【英数字】

BOD（Biochemical Oxygen Demand）

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

アンケート結果

1 アンケート調査の概要

(1) 目的

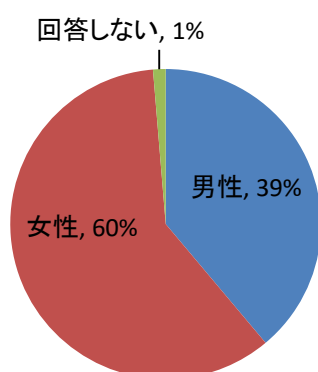
勝浦市環境基本計画の策定に当たり、市民の皆様が生活をされる中で、お住まいの地域や市全域に関して日頃感じておられる事をお聴きし、計画に反映できるよう実施するものです。

(2) 市民アンケート調査

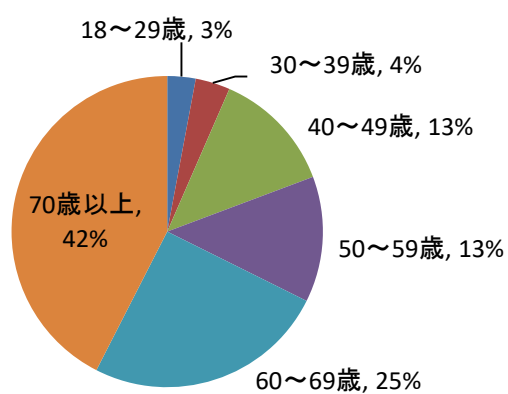
- (a) 調査対象 勝浦市に居住する 18 歳以上の男女 1,000 人
- (b) 抽出方法 大字ごとに案分し、住民基本台帳データから無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送・インターネット
- (d) 調査期間 令和4（2022）年8月1日～8月29日
- (e) 回収数 306 人（回収率 30.6%）

2 回答者の属性

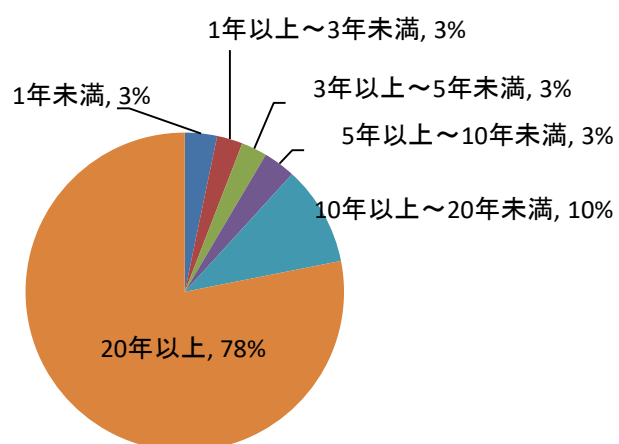
問1 あなたの性別をお答えください。



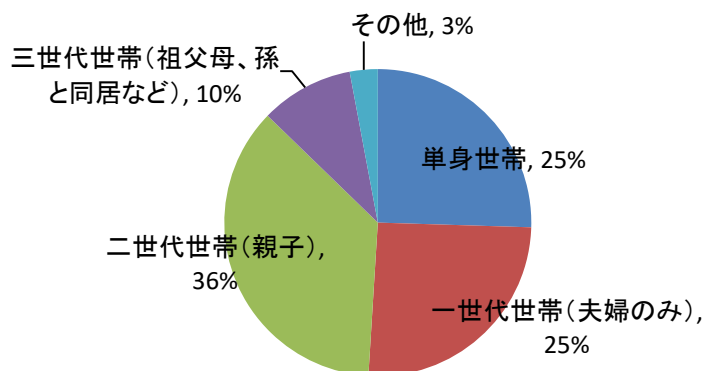
問2 あなたの年齢をお答えください。



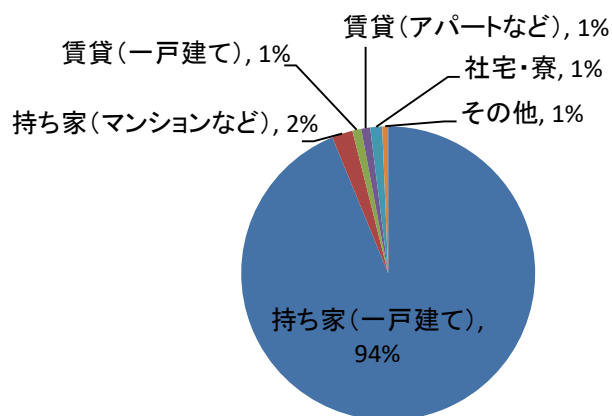
問3 あなたの勝浦市での居住年数をお答えください。



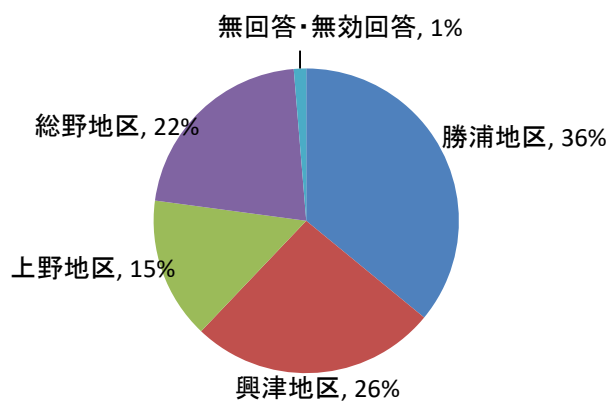
問4 あなたの家族構成をお答えください。



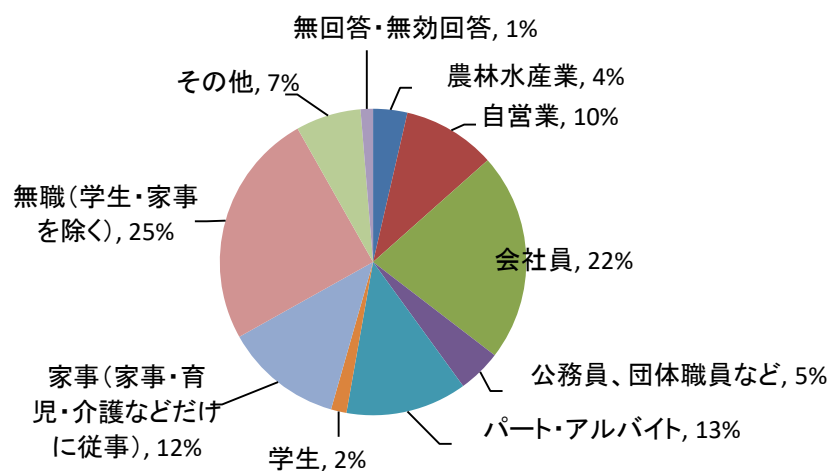
問5 あなたの住居の形態をお答えください。



問6 あなたのお住まいの地区をお答えください。



問7 あなたのご職業をお答えください。



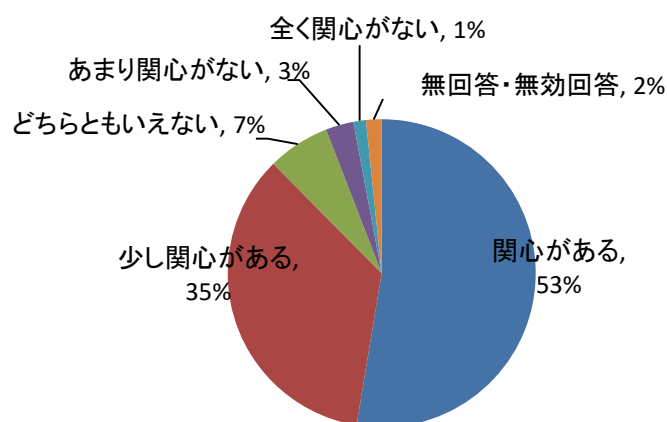
3 環境への意識調査

問8 あなたは、環境問題に関心を持っていますか。

・設問に対し、「関心がある」の回答が最も多く 53%、次いで「少し関心がある」の回答が 35%という結果となりました。

・「関心がある」と「少し関心がある」の回答の合計は 88%と多くの市民が環境問題に関心がありました。

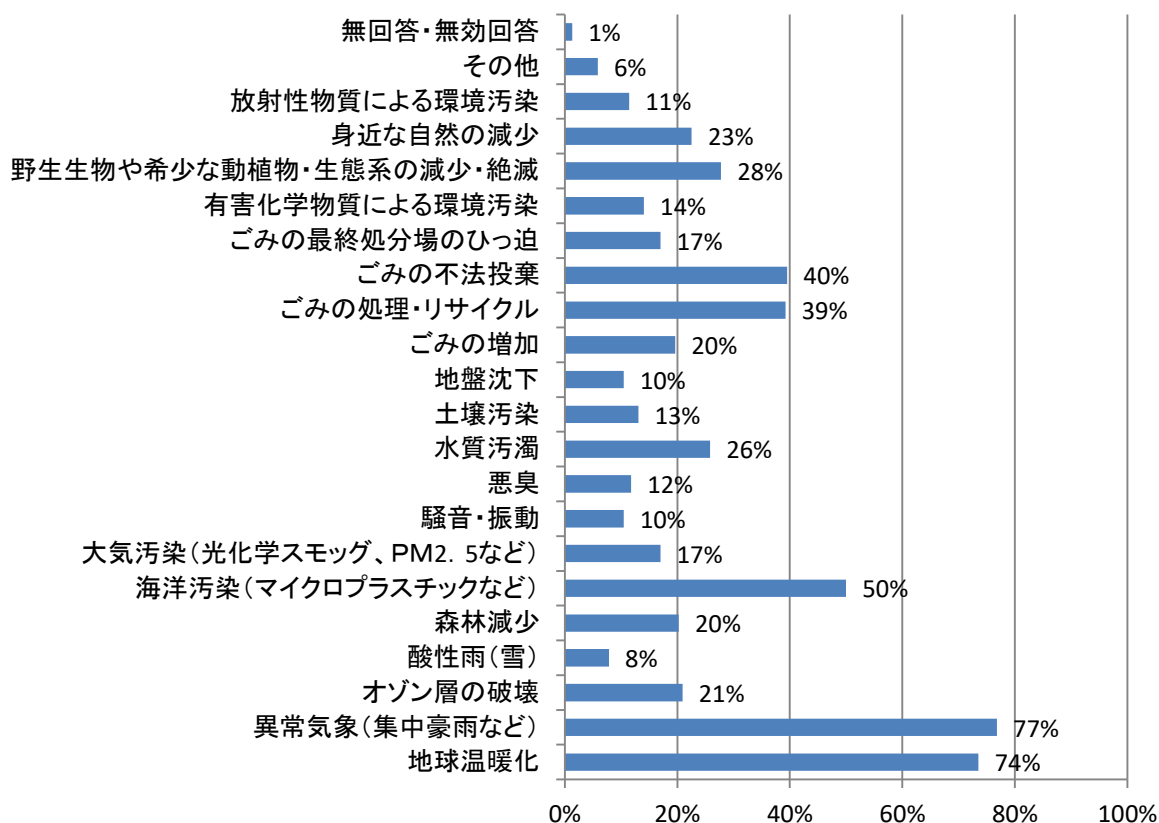
1	関心がある	161人	53%
2	少し関心がある	107人	35%
3	どちらともいえない	20人	7%
4	あまり関心がない	9人	3%
5	全く関心がない	4人	1%
6	無回答・無効回答	5人	2%
	計	306人	100%



問9 あなたは、どのような環境問題に関心を持っていますか。

・設問に対し、「異常気象（集中豪雨など）」の回答が最も多く、77%となりました。次いで「地球温暖化」が74%となりました。

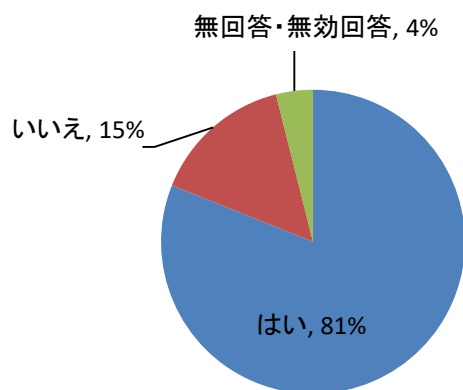
1	地球温暖化	225人	74%
2	異常気象（集中豪雨など）	235人	77%
3	オゾン層の破壊	64人	21%
4	酸性雨（雪）	24人	8%
5	森林減少	62人	20%
6	海洋汚染（マイクロプラスチックなど）	153人	50%
7	大気汚染（光化学スモッグ、PM2.5など）	52人	17%
8	騒音・振動	32人	10%
9	悪臭	36人	12%
10	水質汚濁	79人	26%
11	土壌汚染	40人	13%
12	地盤沈下	32人	10%
13	ごみの増加	60人	20%
14	ごみの処理・リサイクル	120人	39%
15	ごみの不法投棄	121人	40%
16	ごみの最終処分場のひっ迫	52人	17%
17	有害化学物質による環境汚染	43人	14%
18	野生生物や希少な動植物・生態系の減少・絶滅	85人	28%
19	身近な自然の減少	69人	23%
20	放射性物質による環境汚染	35人	11%
21	その他	18人	6%
	無回答・無効回答	4人	1%
	計	306人	610%



問１０ あなたは、日常生活のなかで環境を守るための取り組みを行っていますか。

・設問に対し、「はい」の回答が最も多く、81%となりました。

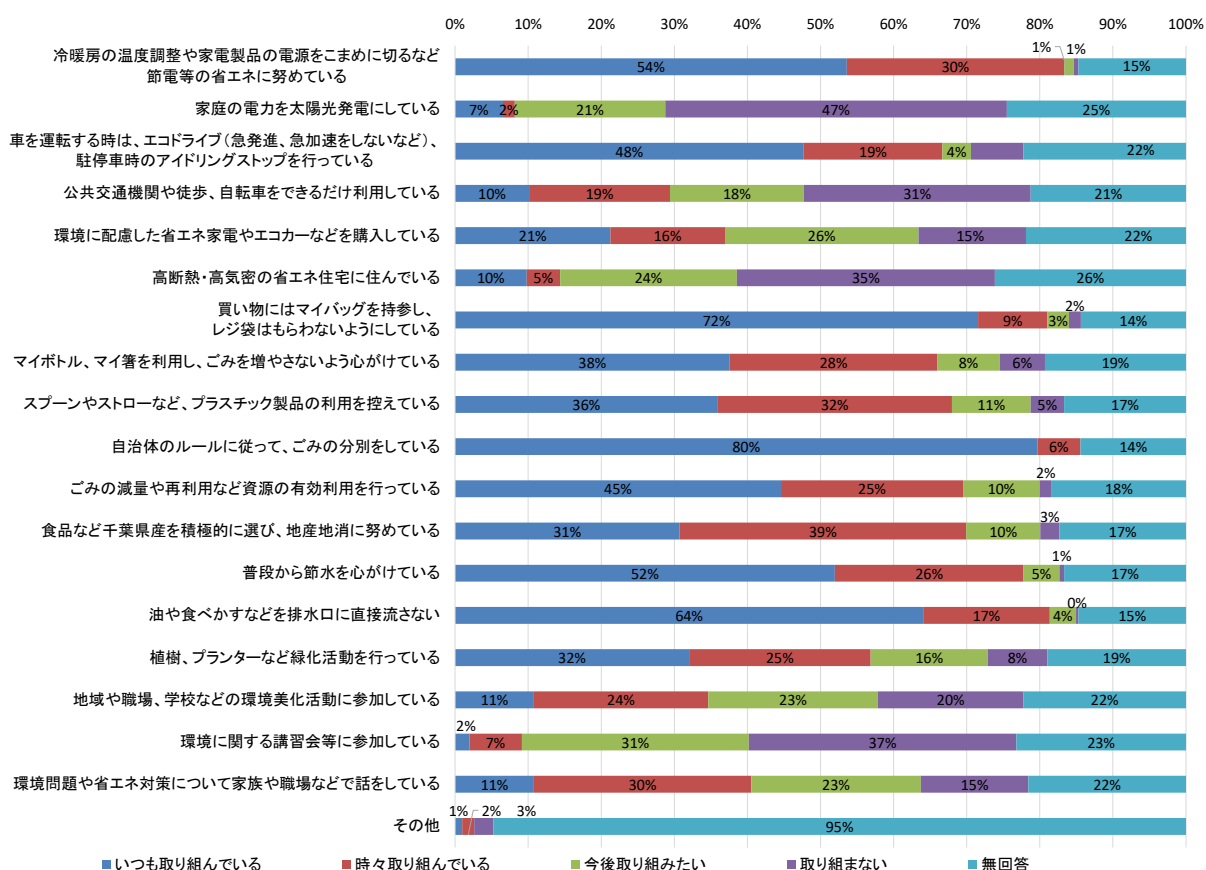
1	はい	248人	81%
2	いいえ	46人	15%
3	無回答・無効回答	12人	4%
	計	306人	100%



問１１ 問１０で「はい」と回答した方にお伺いします。環境を守るための取り組みの実施状況についてお答えください。

・設問に対し、「いつも取り組んでいる」の回答が最も多い取り組みは「自治体のルールに従って、ごみの分別をしている」で80%の市民が取り組んでいました。

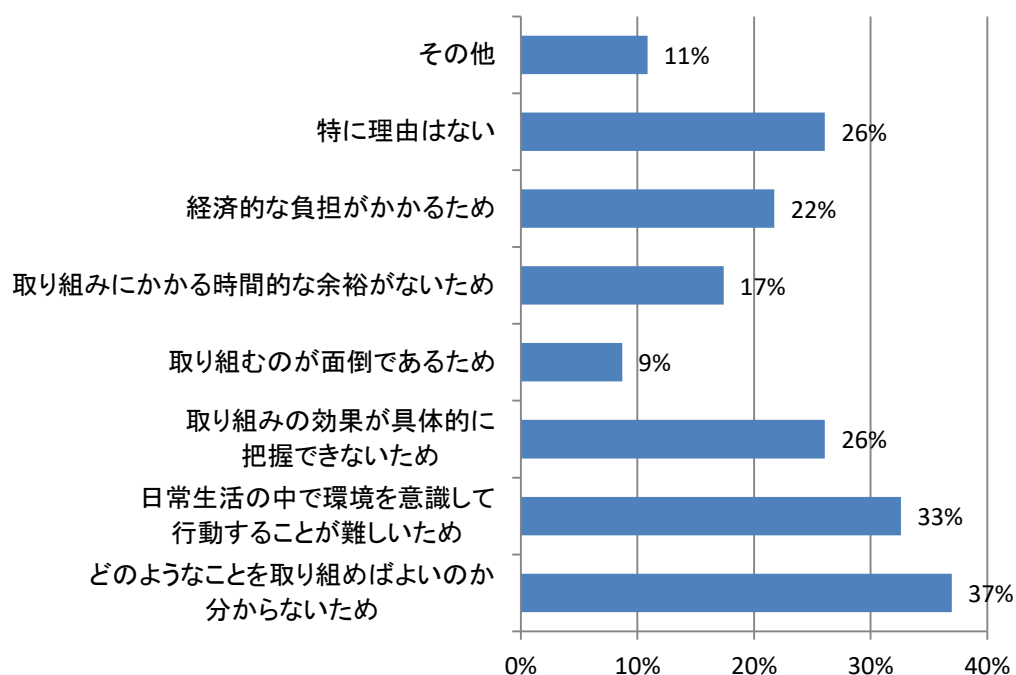
・「今後取り組みたい」の回答が最も多い取り組みは「環境に関する講習会等に参加している」で31%となりました。



問12 問10で「いいえ」と回答した方にお伺いします。環境を守るための取り組みを行っていない理由をお答えください。

・設問に対し、「どのようなことを取り組めばよいのか分からないため」の回答が最も多く、37%、次いで「日常生活の中で環境を意識して行動することが難しいため」が33%という結果となりました。

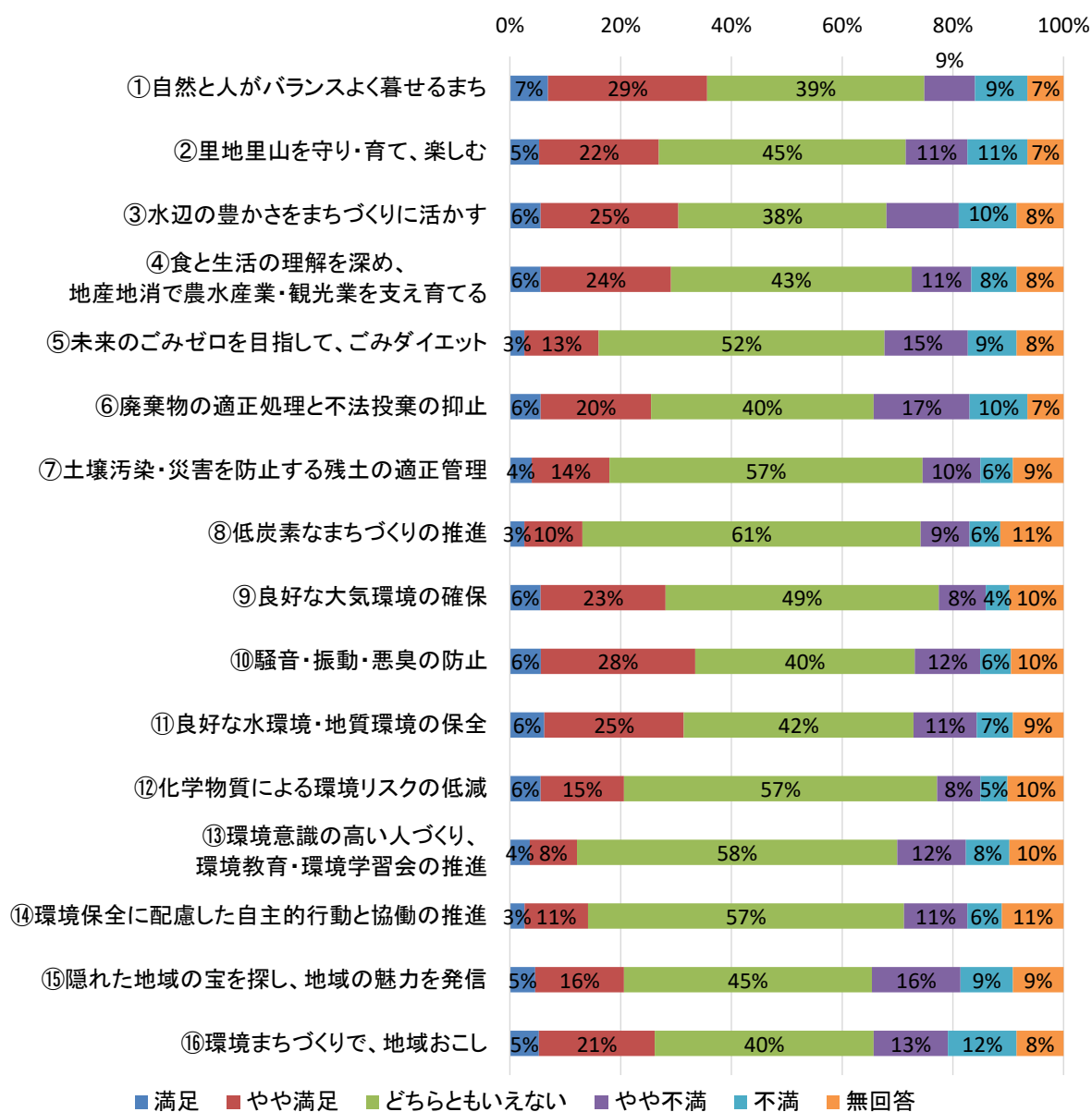
1	どのようなことを取り組めばよいのか分からないため	17人	37%
2	日常生活の中で環境を意識して行動することが難しいため	15人	33%
3	取り組みの効果が具体的に把握できないため	12人	26%
4	取り組むのが面倒であるため	4人	9%
5	取り組みにかかる時間的な余裕がないため	8人	17%
6	経済的な負担がかかるため	10人	22%
7	特に理由はない	12人	26%
8	その他	5人	11%
	無回答・無効回答		0%
	計	46人	180%



問13 現行の勝浦市環境基本計画では、「環境まちづくり 元気プラン」として16のプランを作り、環境対策に取り組んできました。これまでの勝浦市の環境対策に関して、満足度をお答えください。

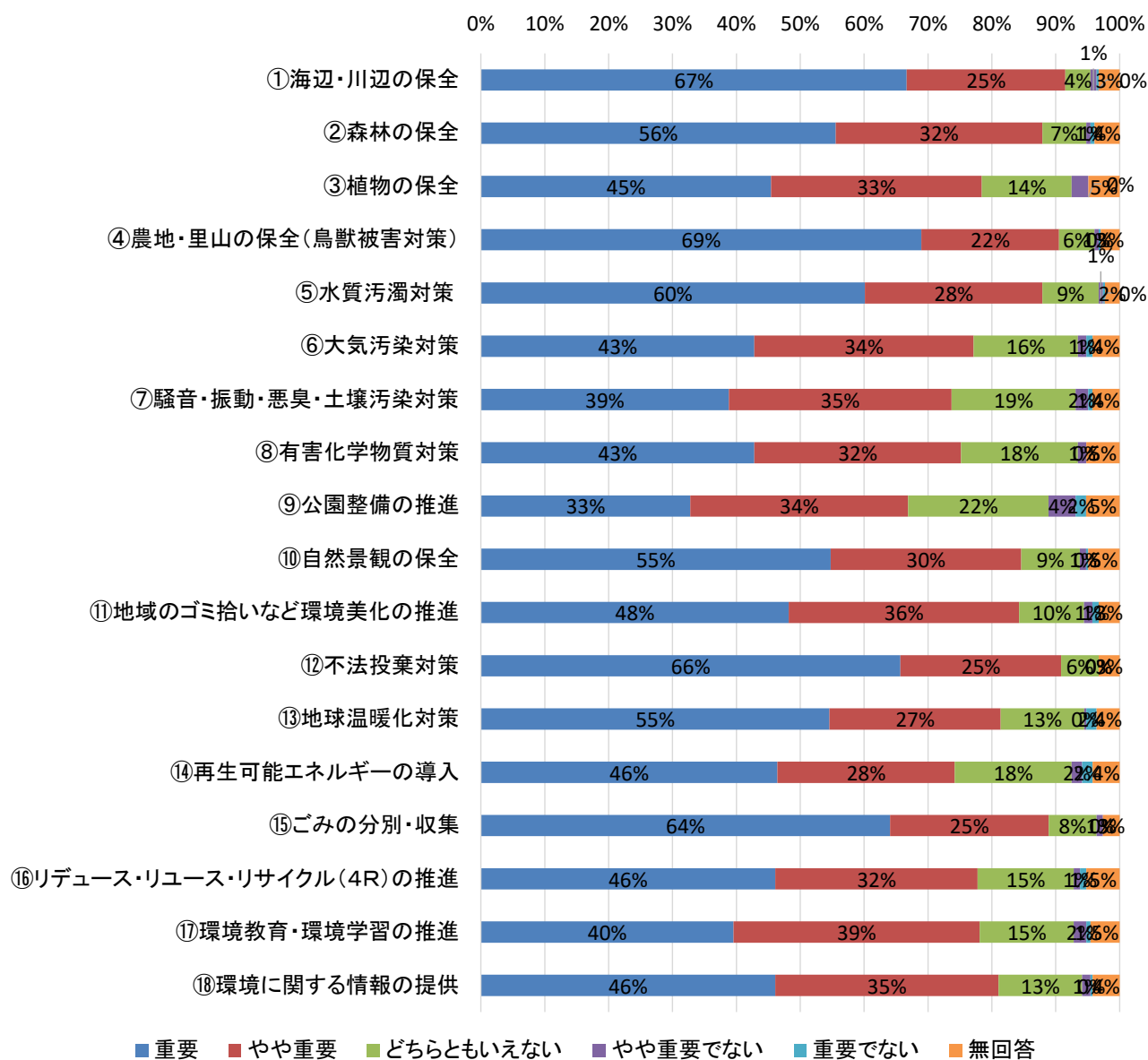
・設問に対し、いずれの項目も「どちらともいえない」の回答が最も多く、中でも「⑬環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の推進」が58%と最も多い結果となりました。

・「満足」、「やや満足」の回答の合計が最も多いのは、「①自然と人がバランスよく暮せるまち」で36%となりました。



問14 今後、勝浦市が取り組む環境対策に関して、重要度をお答えください。

・設問に対し、「重要」の回答が最も多い取り組みは「④農地・里山の保全（鳥獣被害対策）」で69%となりました。次いで「⑫不法投棄対策」が66%という結果となりました。

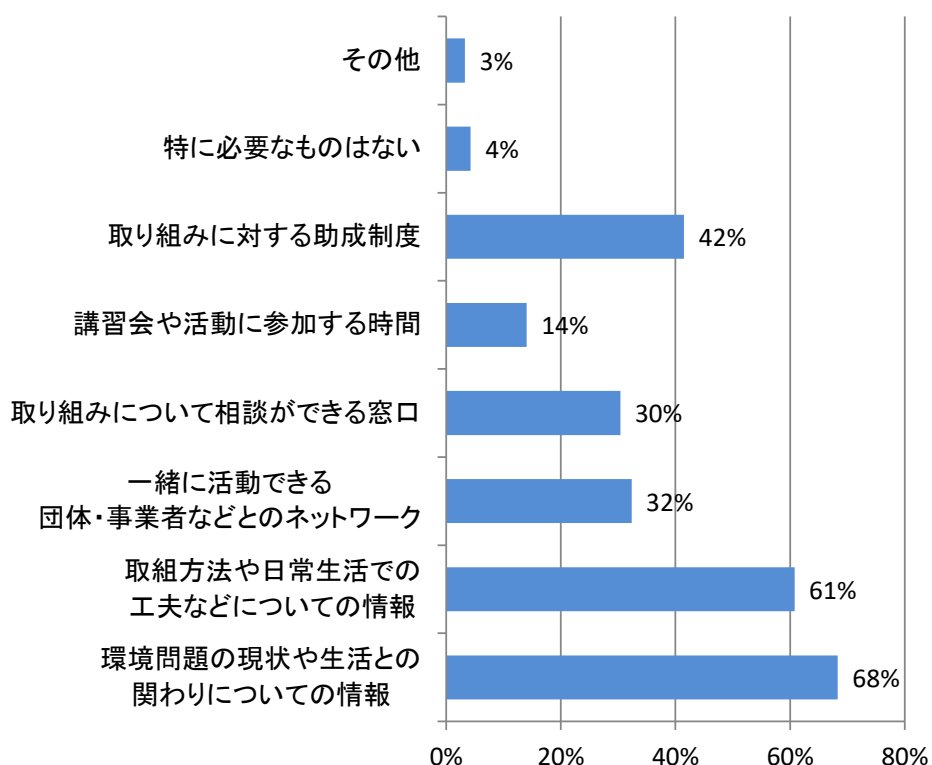


問15 あなたは、環境を守るための取り組みを進めるうえで、何が必要だと思いますか。

・設問に対し、「環境問題の現状や生活との関わりについての情報」の回答が最も多く 68%、次いで「取組方法や日常生活での工夫などについての情報」の回答が 61%という結果となりました。

・市民の情報提供を求める意見が多く、それは問12や問13の「どのようなことを取り組めばよいのか分からないため」や「どちらともいえない」といった回答からもうかがえます。今後も積極的な情報提供が必要であると考えられます。

1	環境問題の現状や生活との関わりについての情報	209人	68%
2	取組方法や日常生活での工夫などについての情報	186人	61%
3	一緒に活動できる団体・事業者などとのネットワーク	99人	32%
4	取り組みについて相談ができる窓口	93人	30%
5	講習会や活動に参加する時間	43人	14%
6	取り組みに対する助成制度	127人	42%
7	特に必要なものはない	13人	4%
8	その他	10人	3%
	無回答・無効回答	15人	5%
	計	306人	328%



第3次勝浦市環境基本計画
(改定版)

発行年月 2025年3月

発 行 勝浦市役所生活環境課

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

TEL 0470-62-5094

